令和６年度
宗像市子どもの権利救済・回復活動報告書

むなかた子どもの権利相談室
「ハッピークローバー」
イメージキャラクター
『ふくちゃん』

宗像市子どもの権利救済委員

はじめに（巻頭言）

「児童の権利に関する条約」批准 30 年を迎えて

宗像市子どもの権利救済委員
奥村 賢一

2024 年は日本が国連の「児童の権利に関する条約」を批准[1]して 30 年の節目の年でした。この「児童の権利に関する条約」を守ることを約束している締約国や地域の数は 196 に上り、世界で最も受け入れられている人権条約として知られています。一方で、私たちが暮らす日本では、この 30 年の間に「児童の権利に関する条約」はどれだけ国民に浸透したでしょうか。「児童の権利に関する条約」は国際条約です。この国際条約は、国の最高法規である日本国憲法の下位にあり、国内の法律より上位にあるとされています。日本国憲法第 98 条には、「日本が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」とあるように、国際条約である「児童の権利に関する条約」は憲法で重視され、国内の法律よりも優位でありながら、諸外国と比べて日本は子どもの権利に対する意識や理解が低いと言われています。

日本で「児童の権利に関する条約」が初めて法律に明記されたのは、2016 年の児童福祉法改正に遡ります。第一条に「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」という文言が加えられました。この児童福祉法は 1947 年に制定された法律ですが、2015 年までは子どもの受動的権利のみしか認めておらず、子どもを「保護の対象」として捉えていました。2016 年の法改正に伴い、子どもは「権利の主体者」であるとし、能動的権利も有することになりました。2023 年に施行された「こども基本法」においても、「日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり」すべての子どもが幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指していくことを明記しています。

私は仕事柄、子どもの権利に関する講演や研修を担当することがありますが、時折このような質問をされます。「子どもの権利が大切なのはよく分かった。しかし、権利が保障されるためには、義務を果たす必要がある。子どもの義務について説明をしてもらいたい」というものです。まさに、この質問こそが、日本における子どもの権利や「児童の権利に関する条約」に対する認識の実態だと思います。「児童の権利に関する条約」に定められた子どもの権利は、すべての子どもに認められた基本的人権です。そもそも基本的人権というのは、義務を果たすことで与えられる性質のものではありません。したがって、子どもの権利が保障されるにあたり、子どもに求められる義務はありません。ただし、世界的には「児童の権利に関する条約」で定められた子どもの権利というものは、私たち大人が子どもに対

して行った「約束」であるとして、それを果たす「責任」が私たち大人にはあるとされています。つまり、子どもの権利保障に向けて果たすべき義務が存在するのであれば、それは私たち大人が「児童の権利に関する条約」の内容に基づいて、子どもの権利が尊重（保障）された社会を作ることがそれに該当するのです。そのためには、まず私たち大人が子どもの権利や「児童の権利に関する条約」について関心を持ち、正しく学び、それを行動に移していくことが重要です。

「児童の権利に関する条約」には、4 つの原則というものが存在します。そのなかの一つに「子どもの意見の尊重」があります。子どもには自分に関係のある事柄について、自由に意見を表明したり、参加したりすることができ、大人はその意見や活動を子どもの発達に応じて十分に考慮することを基本とします。わが国では、2022 年の児童福祉法改正に伴い、新たに子どもの意見表明支援に着手し始めました。現時点では、児童相談所が施設入所や一時保護等を行う児童に対して、意見聴取などの措置を取るほか、意見表明等支援員の養成に向けた取り組みを開始しました。子どもの権利を擁護するとともに、それを周囲に代弁する行為を「アドボカシー」と呼びますが、これを実行する専門職として「子どもアドボケイト」が福岡県内でも活動を開始しています。この取り組みはいずれ地域で暮らす子ども達にも届けられる日が来るでしょう。

　このような子どもの権利を保障していく動きが少しずつ全国的に広がるなか、自治体主導で先進的なアクションを起こして来たのが宗像市です。2012 年に子ども基本条例を制定し、翌年には子どもの権利救済制度として、子どもの権利救済委員や子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が設置されました。昨年、10 周年を迎えた宗像市の子どもの権利救済制度は、「児童の権利に関する条約」を批准して 30 年という節目の 2024 年に、次の 10 年に向けた新たな一歩を踏み出しました。これからも宗像市のすべての子どもたちのために、子育てをしている保護者、地域住民、関係機関の皆様と力を合わせ、子どもの権利が保障される地域社会の実現に向け取り組んでまいります。今後とも子どもの権利救済委員ならびに子どもの権利相談室「ハッピークローバー」をどうぞよろしくお願いいたします。

注

[1] 国家が国際条約や協定に正式に拘束されることを同意する表明方法

目 次

はじめに（巻頭言） 宗像市子どもの権利救済委員 奥村 賢一

1 子どもの権利救済・回復の仕組み
（1） 宗像市子どもの権利救済委員 1
（2） 宗像市子どもの権利相談員 1
（3） 救済委員会議 2
（4） むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」 2
（5） 子どもの権利救済・回復までの流れ 3

2 子どもの権利救済・回復活動の概況
（1） 相談活動の概況 4
（2） 救済申立て・発意 10
＜特設ページ＞ 小学校での出張相談会 11

3 広報・啓発活動
（1） 子どもたちへ向けて 14
（2） 市民や地域へ向けて 15
（3） 研修・講話等 16
（4） 意見を表明する活動 17
＜特設ページ＞「みらいのむなかたマップ」について 18

4 子どもの権利救済委員からのメッセージ
・ 代表救済委員 藤田 裕子 19
・ 救済委員 河内 祥子 20

参考資料
・ むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に関するアンケート調査結果 22
・ 宗像市子ども基本条例と宗像市子ども施策 28
・ 宗像市子ども基本条例 31
・ 宗像市子ども基本条例施行規則 40
・ 令和6年度子どもの権利救済委員・相談員・事務局員名簿 49

巻末「みらいのむなかたマップ」

1　子どもの権利救済・回復の仕組み

（1）宗像市子どもの権利救済委員

宗像市子ども基本条例第 21 条に基づき、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため、子どもの権利救済委員を置いています。

体制（令和 7 年 3 月 31 日現在）

藤田 裕子（ふじた ゆうこ）	弁護士（福岡県弁護士会）
河内 祥子（かわち しょうこ）	教育関係者（福岡教育大学 教授）
奥村 賢一（おくむら けんいち）	社会福祉士（福岡県立大学 准教授）

身分	地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定される市の附属機関です。 活動において迅速性、専門性を発揮する必要があるため、独任制としています。
任期	任期は 2 年で 3 人以内を市長が選任します（再任を妨げない）。
活動	月 1 回の定例会議を開催し、子どもの権利侵害事例が発生した場合は、随時活動します。
職務	宗像市子ども基本条例第 22 条 (1)子どもの権利の侵害について、子どもとその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。 (2)権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。 (3)子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。 (4)必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。 (5)前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。

(2)　宗像市子どもの権利相談員

宗像市子ども基本条例施行規則第 6 条に基づき、救済委員の職務を補助するため、子どもの権利相談員を置いています。令和 7 年 3 月 31 日現在、4 人の相談員（臨床心理士、社会福祉士、教員免許保持者で構成）が活動しています。

職務	宗像市子ども基本条例施行規則第 6 条 (1)権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。 (2)子どもの権利救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をすること。 (3)子どもの権利の普及に関すること。 (4)前 3 号に定めるもののほか、子どもの権利の救済及び回復のために必要なこと。

(3) 救済委員会議

① 開催状況（10 回）

令和６年　　４月 19 日、５月 10 日、７月 19 日、８月 23 日、９月 20 日、10 月４日、11 月８日、12 月６日

令和７年　　１月 24 日、３月 28 日

② 主な内容

ケース検討、令和６年度の活動について、はぴくろ子ども実行委員会について、
家庭教育学級について、中高生への啓発活動について、はぴくろアンケートについて、
宗像市次世代育成支援対策審議会における子どもの意見表明について、令和７年度の活動について

(4) むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」

子どもが悩んでいることや子どもの権利が守られていないことについて、子どもや関係者からの相談を受け付ける窓口として、子どもの権利相談室を設置しています。

子どもたちの最善の利益を保障するため、子どもや関係者からの相談に応じ、助言や支援を行うとともに、子どもの意向をもとに調査・調整活動などを行います。

呼称	むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」（略称：はぴくろ）
開設日	平成 25 年４月１日
設置場所	福岡県宗像市東郷一丁目１番１号　宗像市役所　子ども支援課（西館１階）
対象者	18 歳未満の宗像市在住の子どもとその関係者
相談方法	●面接　①来所相談 ②出張相談（平成 27 年度～） ●電話　子ども専用フリーダイヤル　０１２０－９６８－４８７（クローバー　よつばかな？） 大人用電話番号　０９４０－３６－９０９４ ●手紙　①通常の郵便　〒811-3492（住所不要）むなかた子どもの権利相談室あて ②市内小中学校内に設置の「はぴくろポスト」（令和２年度～） ③料金受取人払（令和５年度～） ●オンライン（令和４年度～）
相談時間	月曜日～金曜日 10:00～18:30（土日祝日・年末年始は休み）

イメージキャラクター「ふくちゃん」

平成 27 年、市内の子どもたちにイメージキャラクターを募集。子どもたちの投票によって決定しました。

友だちキャラクター「ルカちゃん・ルイくん」

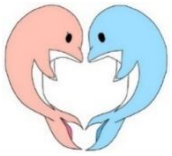

令和４年度、市内の子どもたちに「ふくちゃんの友だちキャラクター」を募集。子どもたちの投票によって決定しました。

(5)子どもの権利救済・回復までの流れ

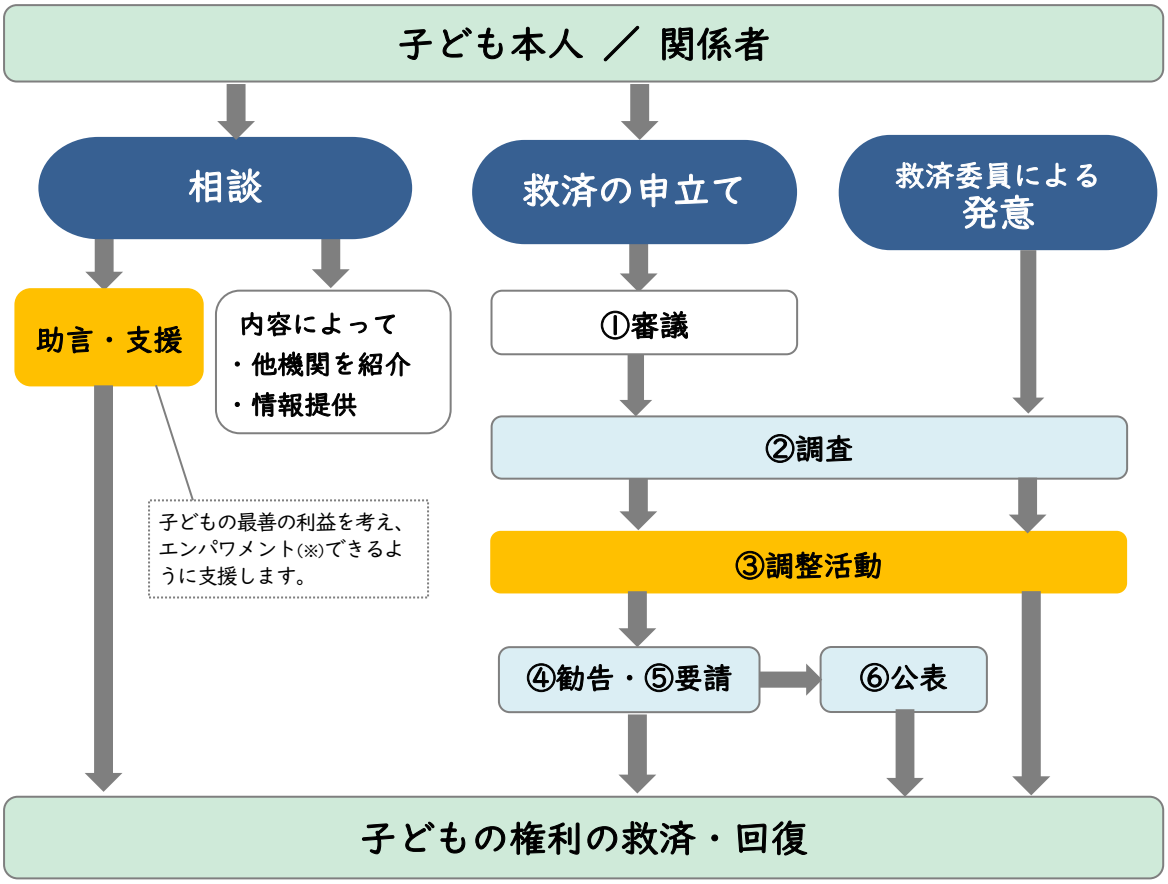

（※）エンパワメント：個人が自分自身の力で問題や課題を解決していくための社会的技術や能力を獲得すること。

①審議	救済の申立てが、調査・調整活動が必要な事案であるかを判断します。
②調査	客観的な事実関係を把握するために行います。条例第 2 条で規定するもの全てに対して調査を行うことができます。この調査は、子どもの権利救済委員が指示することにより、子どもの権利相談員が行うことができます。
③調整活動	問題の解決のために、関係者間の関係の調整を図る活動です。
④勧告	実際に発生している子どもの権利の侵害に対して、適切な措置を講ずるよう求める場合に行います。
⑤要請	実際に発生している子どもの権利の侵害の原因が制度やルールにある場合、必要な改善や見直しを行うよう促す場合に行います。
⑥公表	救済委員は、必要と認めたときは、勧告若しくは要請又はその対応状況等の報告の内容を公表することができます。

2　子どもの権利救済・回復活動の概況

(1) 相談活動の概況

令和６年４月１日から令和７年３月31日までに寄せられた相談は下記のとおりです。

① 年間相談対応件数

令和６年度に相談を受けた人数（以下、実人数）は244人、相談・支援を行った件数（以下、延べ件数）は717件でした。令和５年度と比較すると、実人数は82人増え、延べ件数は41件の増加でした。

	R4年度	R5年度	R6年度
実人数	154	162	244
延べ件数	553	676	717

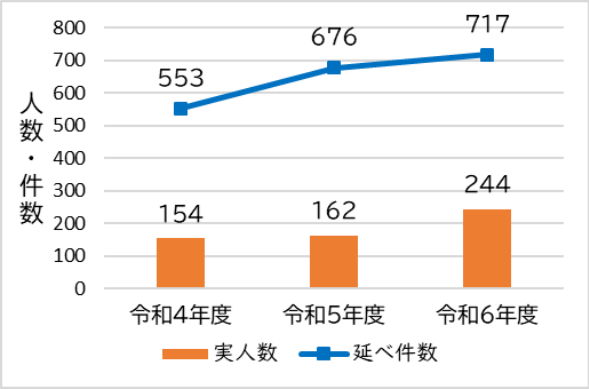

② 相談者の内訳

相談者の91.0%が子ども本人でした。延べ件数については、連携を図った件数も含まれており、多い順に「子ども本人」「教員」「保護者」「家族」でした。「その他」は関係機関と相談・連携した件数が主で、地域の方からの相談等も含んでいます。

	子ども本人	保護者	教員	家族	その他	合計
実人数	222	15	1	1	5	244
延べ件数	524	54	83	1	55	717

※ 家族
兄弟や祖父母など、保護者以外の親族からの相談
※ その他
それ以外の関係者や関係機関からの相談

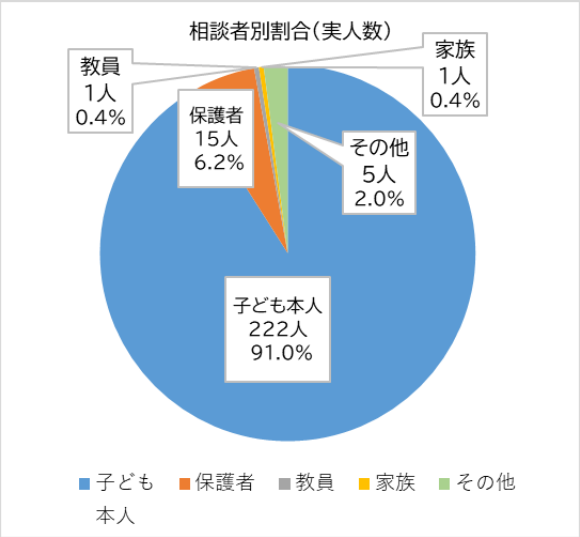

③　相談者・相談対象の子どもの学年［実人数］

子ども本人からの相談については小学生からの相談が 89.6%でした。相談が多い学年は多い順に小学 3 年生、2 年生、5 年生でした。

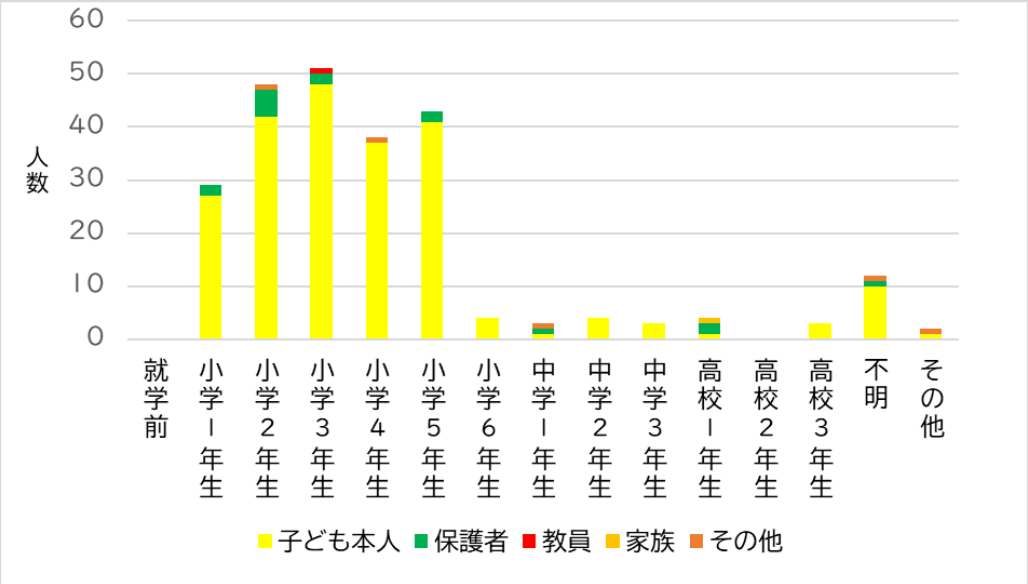

相談対象者 / 相談者	就学前	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	不明	その他	計
子ども本人	0	27	42	48	37	41	4	1	4	3	1	0	3	10	1	222
保護者	0	2	5	2	0	2	0	1	0	0	2	0	0	1	0	15
教員	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
家族	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
その他	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	5
合計	0	29	48	51	38	43	4	3	4	3	4	0	3	12	2	244

④　相談内容（全体・子ども本人からの相談）［延べ件数］

＜全体の相談内容＞

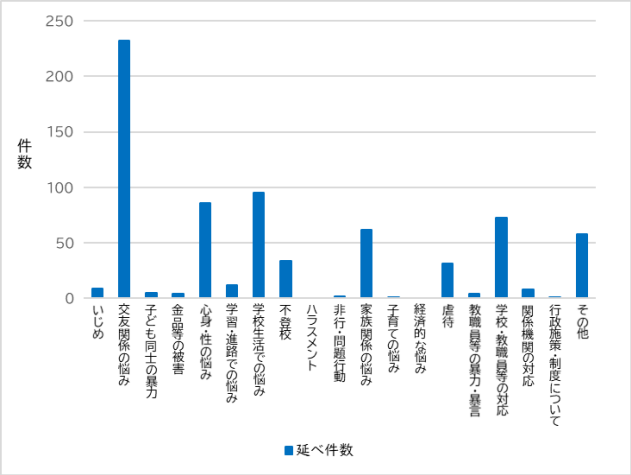

全体の相談件数の内容別内訳です。

延べ件数でみた相談内容は、多い順に「交友関係の悩み（232 件 32.4%）」「学校生活での悩み（95 件 13.2%）」「心身・性の悩み（86 件 12.0%）」でした。

※　「その他」の内容としては、雑談等が主なものです。

	いじめ	交友関係の悩み	子ども同士の暴力	金品等の被害	心身・性の悩み	学習・進路での悩み	学校生活での悩み	不登校	ハラスメント	非行・問題行動
延べ件数	9	232	5	4	86	12	95	34	-	2
	1.3%	32.4%	0.7%	0.6%	12.0%	1.7%	13.2%	4.7%		0.3%
	家族関係の悩み	子育ての悩み	経済的な悩み	虐待	教職員等の暴力・暴言	学校・教職員等の対応	関係機関の対応	行政施策・制度について	その他	計
延べ件数	62	1	-	31	4	73	8	1	58	717
	8.6%	0.1%		4.3%	0.6%	10.2%	1.1%	0.1%	8.1%	

＜子ども本人からの相談内容＞

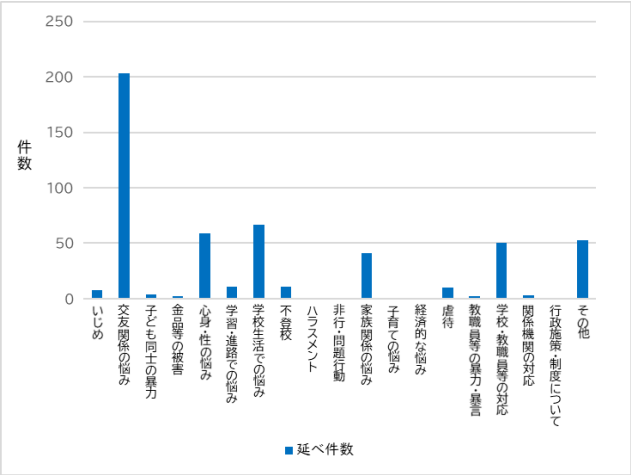

子ども本人からの相談件数の内容別内訳です。

延べ件数でみると、多い順に「交友関係の悩み（203 件 38.7%）」「学校生活での悩み（67 件 12.8%）」「心身・性の悩み（59 件 11.3%）」でした。

	いじめ	交友関係の悩み	子ども同士の暴力	金品等の被害	心身・性の悩み	学習・進路での悩み	学校生活での悩み	不登校	ハラスメント	非行・問題行動
延べ件数	8	203	4	2	59	11	67	11	-	-
	1.5%	38.7%	0.8%	0.4%	11.3%	2.1%	12.8%	2.1%		
	家族関係の悩み	子育ての悩み	経済的な悩み	虐待	教職員等の暴力・暴言	学校・教職員等の対応	関係機関の対応	行政施策・制度について	その他	計
延べ件数	41	-	-	10	2	50	3	-	53	524
	7.8%			1.9%	0.4%	9.5%	0.6%		10.1%	

⑤　年代別にみた子ども本人からの相談内容［延べ件数］

年代別にみると、小学１－３年生と小学４－６年生からは「交友関係の悩み」、中学生からは「心身・性の悩み」が多く寄せられていました。

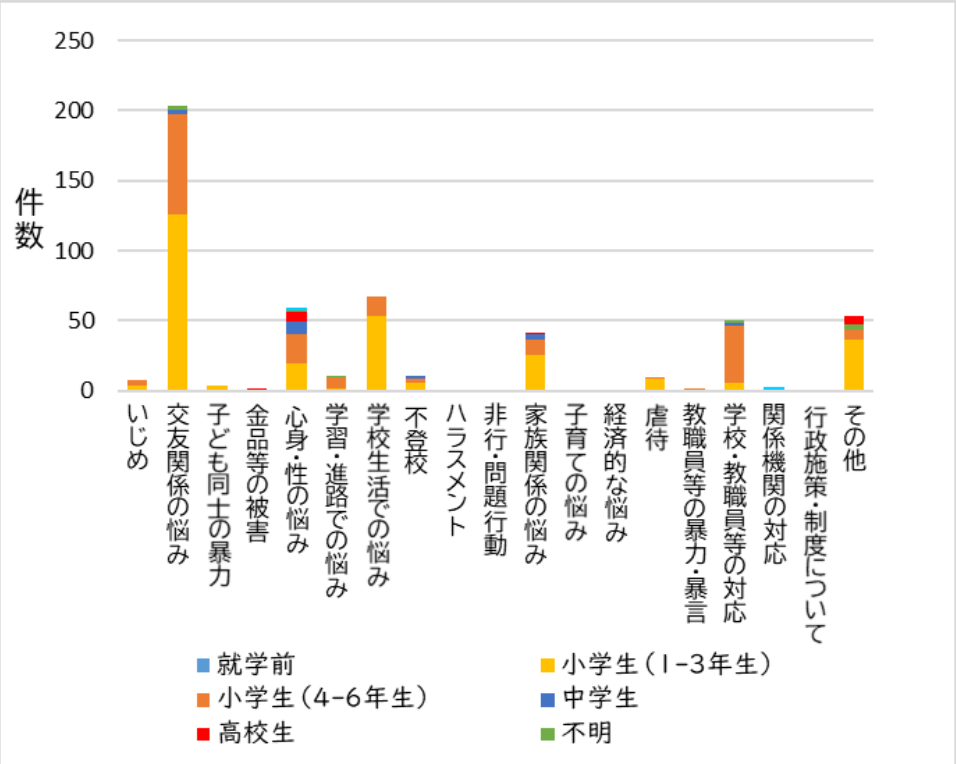

	いじめ	交友関係の悩み	子ども同士の暴力	金品等の被害	心身・性の悩み	学習・進路での悩み	学校生活での悩み	不登校	ハラスメント	非行・問題行動	家族関係の悩み	子育ての悩み	経済的な悩み	虐待	教職員等の暴力・暴言	学校・教職員等の対応	関係機関の対応	行政施策・制度について	その他	計
就学前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小学生（1-3年生）	4	126	4	0	19	2	53	6	0	0	25	0	0	9	0	6	1	0	36	291
小学生（4-6年生）	4	71	0	0	21	8	14	3	0	0	11	0	0	1	2	40	0	0	7	182
中学生	0	3	0	0	9	0	0	2	0	0	4	0	0	0	0	2	0	0	4	24
高校生	0	0	0	2	7	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	12
不明	0	3	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	4	11
その他	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	4
計	8	203	4	2	59	11	67	11	0	0	41	0	0	10	2	50	3	0	53	524

※　年齢の「不明」は、匿名での相談で年齢の確認が取れていない場合等

※　年齢の「その他」は、18 歳以上になっても相談が継続している場合等

⑥　１ケース当たりの継続回数［実人数］

令和６年度の継続回数は、１回が 126 人（51.6%）、２回以上が 118 人（48.4%）でした。令和５年度と比較すると「１回」の割合が増加していました。

＜令和６年度＞

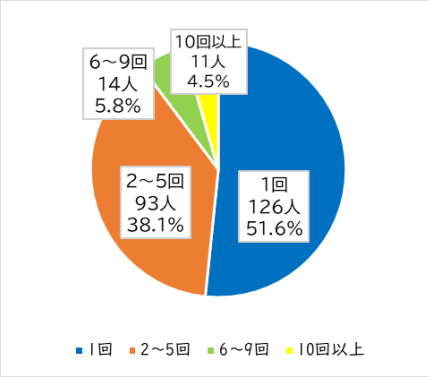

＜令和５年度＞

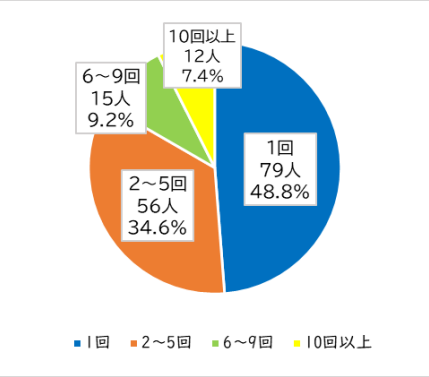

	1回	2～5回	6～9回	10回以上	計
令和6年度	126	93	14	11	244
	51.6%	38.1%	5.8%	4.5%	
		2回以上 118（48.4%）			
令和5年度	79	56	15	12	162
	48.8%	34.6%	9.2%	7.4%	
		2回以上 83（51.2%）			

⑦　相談方法別にみた相談件数

実人数でみると「はぴくろポストでのお手紙相談」、延べ件数でみると「学校での面接相談」が一番多くなっていました。

※　「面接（その他）」にて実人数０人、延べ件数 14 件と記載しているのは、当該年度初回相談時の相談方法にのみ実人数をカウントしているためです（例：１人の子から初回電話相談があり、後日来所しての相談があった＝「電話相談」実１人、延べ１件、「面接相談（来所）」実０人、延べ１件）

	電話	面接			オンライン	お手紙		その他	合計
		来所	学校	その他		はぴくろポスト	郵便ポスト		
実人数	28	13	58	0	0	136	8	1	244
延べ件数	103	88	276	14	0	224	11	1	717

令和６年度は、延べ件数でみると、お手紙相談が増加し、電話・面接相談が減少していました。

※　出張相談会での面接・お手紙相談の件数は、各々「面接相談」「お手紙相談」の中に含まれています。

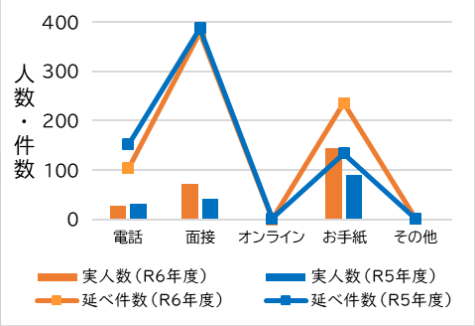

	電話	面接	オンライン	お手紙	その他	合計
実人数（R6年度）	28	71	0	144	1	244
実人数（R5年度）	32	41	0	89	0	162
延べ件数（R6年度）	103	378	0	235	1	717
延べ件数（R5年度）	152	387	2	134	1	676

⑧　月別相談件数

月別にみると、例年と同様にゴールデンウィーク後の５、６月と夏季休暇後の９月の相談件数が多くなっていました。

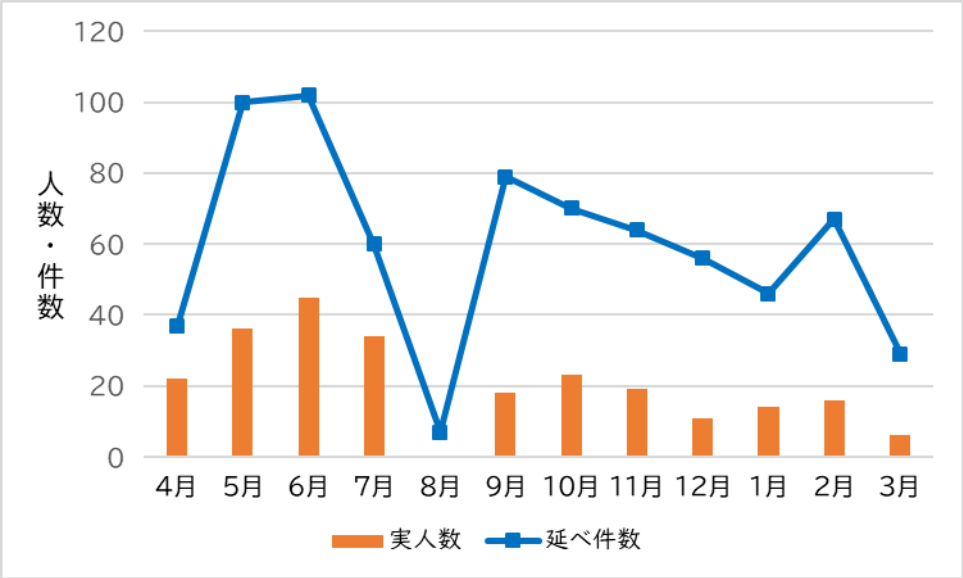

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実人数	22	36	45	34	0	18	23	19	11	14	16	6	244
延べ件数	37	100	102	60	7	79	70	64	56	46	67	29	717

⑨　「電話相談」における時間帯別相談件数

時間帯別にみると、16、17 時台で相談が多くなっていました。これは、子どもたちからの相談が、学校が終わってからの時間に多く寄せられたためです。

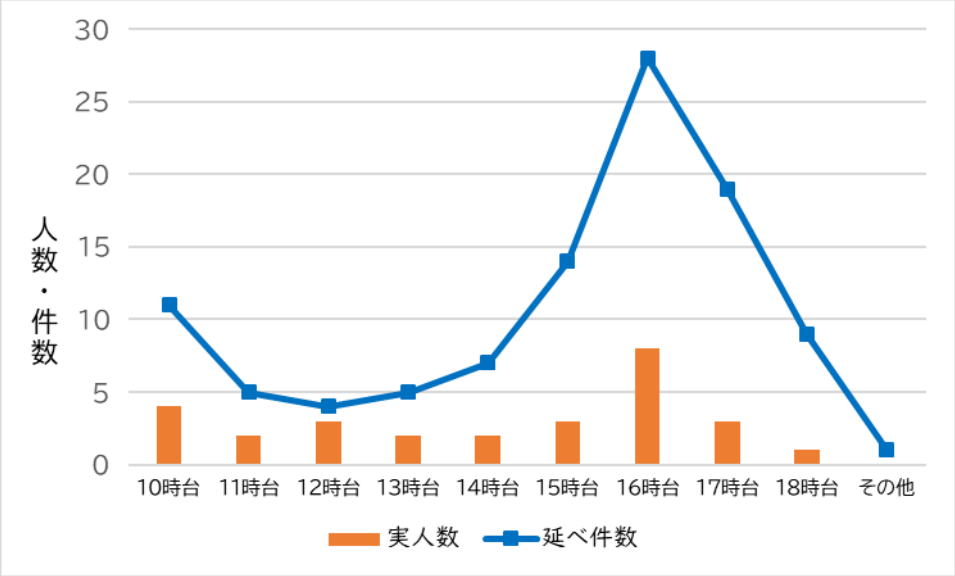

	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	その他	計
実人数	4	2	3	2	2	3	8	3	1	0	28
延べ件数	11	5	4	5	7	14	28	19	9	1	103

(2) 救済申立て・発意

① 救済申立て件数、申立て・発意案件数

令和 6 年度は、救済申立て、申立て案件・発意案件はありませんでした。

	R4年度	R5年度	R6年度
申立て	0	1	0
申立て案件	0	0	0
発意案件	1	0	0

※ 「申立て案件」とは、宗像市子ども基本条例第 22 条第 1 項関連で、申立てを受けて調査したものです。

＜特設ページ＞小学校での出張相談会

① 目的

子どもたちからの「学校に来てほしい」「相談できる場所を増やしてほしい」という声に応えるため、平成 27 年度、小学校を訪問し相談を受け付ける出張相談会を開始しました。令和 6 年度は、「ハッピークローバー」を身近に感じてもらい、子どもたちが相談をしやすい環境の構築を目指して、市内の全小学校で実施しました。

② 経過

平成 27 年度	出張相談会を開始
平成 28 年度～	順次実施校数と実施回数を増やしながら活動を拡充
令和 2～4 年度	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、集団を対象とした出張相談会の開催を一時的に休止
令和 5 年度	「コロナ 5 類化」に伴い、出張相談会を順次再開
令和 6 年度	市内全小学校で実施。子どもたちや学校からの声を受け、多くの学校で複数回開催

③ 活動概要

- 実施期間　令和 6 年 5 月～令和 7 年 2 月
- 実施回数　市内全小学校 15 校にて、昼休みの時間に計 41 回実施
- 設置内容
  - 相談コーナー

    個別ブースを設置し、安心して相談できるように配慮しました。
  - お手紙相談コーナー

    お手紙相談用紙とはぴくろポストを置き、お手紙でも相談できるようにしました。
  - 遊びコーナー

    「ハッピークローバー」に親しみをもってもらえるよう、はぴくろかるたやイメージキャラクター「ふくちゃん」「ルカちゃん・ルイくん」のぬり絵などができる場を設置しました。

相談コーナー

お手紙相談コーナー

遊びコーナー

④　活動実績

実施校	実施日	総来場数（おおよその数）	総相談件数	
			面接相談	お手紙相談
吉武小学校	7/8、12/9	60	6	4
赤間小学校	6/18、6/19、6/20、1/23、1/27	450	9	38
河東小学校	7/5、7/11、1/31、2/3	300	9	18
南郷小学校	10/18、1/17	80	2	2
東郷小学校	5/13、5/14、10/22	160	2	5
日の里東小学校	7/4、11/19	90	0	6
日の里西小学校	6/3、6/4、11/22、11/25	100	4	8
自由ヶ丘小学校	5/21、5/22、5/23、9/10、9/11、9/12	220	16	5
赤間西小学校	9/26、9/27、2/12	80	4	5
自由ヶ丘南小学校	9/18	50	1	1
河東西小学校	6/10、6/13、2/26	110	10	0
玄海小学校	5/28、12/2	60	0	3
玄海東小学校	6/6、11/27	50	0	0
地島小学校	9/4	6	0	0
大島学園	5/20	6	0	0
計	41回	1822	63	95

⑤　取り組み結果

- 子どもたちから「また来てほしい」「もっと一緒に話したい」といった声が寄せられたとともに、学校の方からも実施回数増加を希望する声が多くあがり、予定を大幅に上まわる回数での開催となりました。
- はぴくろとの関わりを目的に訪れる子、興味を持ってのぞきに来る子、相談したいことを持って来談する子など、子どもたちの目的は様々でした。
- 出張相談会の開催をきっかけに、後の相談や支援につながった事例が多くあり、相談の入り口としての効果が高いことがうかがえました。

毎回たくさんの子どもたちが訪れました

3　広報・啓発活動

＜活動の概要＞

令和６年度も、子どもの権利を広く周知し、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、下記のとおり広報・啓発活動を行いました。

項目	実施時期	対象等	備考
(1)子どもたちへ向けて			
リーフレット・カード	4-6 月	市立学校(21 校)、県立宗像中学校、宗像高等学校、東海大学付属福岡高等学校	全児童生徒に配布（約 11000 部）
はぴくろ通信［No.26-29］	5 月,9 月 12 月,2 月		
小・中学校での啓発	5,6 月	市立学校	動画を用いて啓発
年長児への絵本の読み聞かせ	1,2 月	市内の保育所、認定こども園、幼稚園、届出保育施設等	希望のあった 2 園にて実施
(2)市民や地域へ向けて			
インスタグラムでの発信	随時	市民等	相談室の活動について紹介・報告
図書館展示	11,12 月		子どもの権利に関する啓発
(3)研修・講話等			
家庭教育学級	10 月	保護者等	テーマ「子どもが相談できる関係づくり」
外部での講話・報告	5,7 月	大学生・関係者	
(4)意見を表明する活動			
はぴくろ秋まつり 2024 ～みんなでたのしもう！むなかたの絆をつなごう～	6－11 月	はぴくろ子ども実行委員（16 人） 市民等	「みらいのむなかたマップ」にて子どもの意見を発表。実行委員が作成した体験ブースを展開

(1)　子どもたちへ向けて

例年リーフレット・カードは年度初めに、「はぴくろ通信」は年４回、宗像市立学校（21 校）、福岡県立宗像中学校・高等学校、東海大学付属福岡高等学校の児童生徒へ向けて配布しています。

さらに、宗像市立学校の児童生徒へ向けて、年度初めに子どもの権利や相談方法について動画を用いて啓発しています。また、希望園の年長児へ向け絵本の読み聞かせを行い、「つらい時はひとりで抱え込まずに、近くにいる誰かに相談してほしい」ということを啓発しています。令和６年度は、かとう保育園、かとう西保育園で読み聞かせを行いました。

リーフレット

カード

はぴくろ通信［No.26-29］

小・中学校での啓発動画の一部

年長児へ絵本の読み聞かせ

(2)　市民や地域へ向けて

① インスタグラムでの発信

子どもの権利の周知、相談室の活動紹介、見た人がホッとできる情報等を定期的に発信しています。

MUNAKATA_CITY_HAPIKURO968

Instagram：@munakata_city_hapikuro968

② 図書館展示

毎年、宗像市子どもの権利の日（11 月 20 日）に合わせ、宗像市民図書館中央館において、子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に関する展示をしています。

今年度は、「はぴくろ通信あき号」と「はぴくろ秋まつり」の広報ポスターを掲示し、子どもの権利に関する啓発を行いました。

(3)　研修・講話等

① 家庭教育学級

家庭での教育方法を保護者が学ぶ機会を保障し、子どもたちの健全育成につなげることを目的とする、宗像市教育委員会の家庭教育学級事業として、講話を行いました。

日の里西小学校 PTA より依頼を受け、「子どもが相談できる関係づくり―２つのワークをつかって―」という題で実施し、保護者 26 人の参加がありました。

参加者からは、「子どもの悩みやサインについて考える機会ができた」「グループワークを通して、別のご家庭の話も聞けてよかった」「うちだけじゃなかったと思うと、子どもに対してもう少し柔らかく相手ができそう」等の感想が寄せられました。

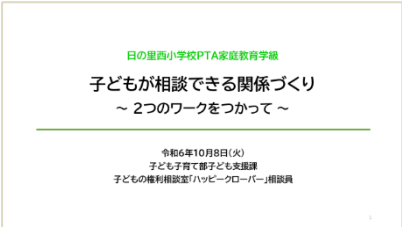

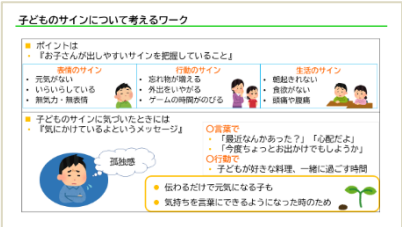

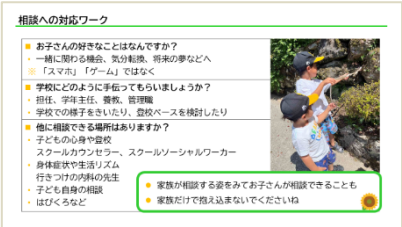

スライド内容（一部抜粋）

② 外部での講話・報告

外部機関より依頼を受け、活動内容や今後の展望等について、講話・報告を行いました。

日程	外部機関名	題目
5 月 9 日	福岡教育大学	「はぴくろ」での取り組みについて ～子どもが相談しやすいって？～
7 月 5 日	福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会	宗像市子どもの権利救済委員とはぴくろの活動紹介

(4) 意見を表明する活動

令和 6 年度も、子どもたちが主体となり、子どもたちの意見や思いを社会へ届けるイベントとして、11 月 23 日に「はぴくろ秋まつり 2024～みんなでたのしもう!むなかたの絆をつなごう～」を開催しました。

公募により、小学 1 年生から中学 3 年生までの“はぴくろ子ども実行委員 16 人”が集まりました。6～11 月まで月 1 回企画や準備を行い、当日の運営も実行委員の子どもたちが中心となって行いました。

① 企画・準備

令和 5 年度に、はぴくろ子ども実行委員として活動したメンバーも多く参加し、終始和気あいあいと話し合いや準備を進めることができました。

子どもブースを決める活動

「みらいのむなかたマップ」制作活動

② はぴくろ秋まつり当日

宗像市子どもの権利の日（11 月 20 日）に合わせて、11 月 23 日に開催しました。当日は子どもの意見や思いを伝える活動として、「みらいのむなかたマップ」を発表するとともに、子どもたちが活躍できる活動として「子どもブース」を運営し、120 人の方々が来場しました。

R6 年度はぴくろ子ども実行委員

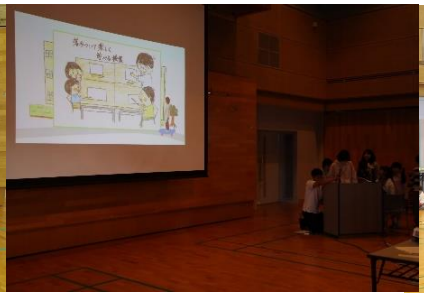

発表の様子

会場の様子

キーホルダーづくり

おもしろ実験

はぴくろかるた大会

はぴくろ職業体験

＜特設ページ＞「みらいのむなかたマップ」について

「自分たちのまちがこうなればいいな」という子どもたちの意見や思いをつめ込んだ「みらいのむなかたマップ」を制作し、はぴくろ秋まつりで発表しました。

より多くの人に「みらいのむなかたマップ」を周知するため、マップの紹介動画を市の YouTube でも配信しました。

作成にあたり、はぴくろ子ども実行委員からは 191 件の意見が出ました。この子どもたちの意見は、宗像市こども計画にも反映しています。

子どもたちの意見の一部（原文のまま掲載）

（学校に関する意見）　悩みを相談できるところがほしい

（自然に関する意見）　ずっと自然が続くきれいなまちがいい

（遊ぶ場所に関する意見）　子どもがつくるイベントが増えてほしい

（人に関する意見）　子どもの意見も聴いてくれる宗像市がいい

（施設に関する意見）　宗像の歴史や文化、良さを知ってもらえる場所がほしい

（はぴくろ、相談機関に関する意見）　相談する場所がもっとできるといいな

※マップの拡大版と全意見をまとめたものを巻末に掲載しています。

意見をマップにする作業の様子

子どもたちの意見を手渡す様子

発表スライドを確認する様子

４ 子どもの権利救済委員からのメッセージ

救済委員としての活動を振り返って

宗像市子どもの権利救済委員
藤田　裕子

私は、令和３年４月から宗像市の子どもの権利救済機関の代表救済委員を務めてきましたが、令和７年３月に退任することになりました。4年間の活動を全うすることができたのも、勇気を持って声を届けてくれた子どものみなさんや保護者の方、救済委員の訪問を受け入れてくださった関係機関の方、他の救済委員や相談員、事務局の方々などたくさんの方のお力添えがあったからだと感じています。この場をお借りして感謝申し上げます。

この4年間、子どものみなさんや保護者の方々から相談を受け、また救済の申し立てを受けて調査・調整活動をするなかで、私が難しいと感じていたことがあります。それは、子どもの権利救済委員の「独立性」についてです。救済委員は地方自治法に基づく市の附属機関である一方で、市や教育委員会その他の関係機関等に対して、独立性が尊重された第三者として働きかけをすることができます。前者が強調されるとき、市やその他の関係機関の協力は得やすくなりますが、子どものみなさんや保護者の方から見ると、救済委員に相談すると学校や関係機関に相談内容が伝わってしまうのではないかという不安が生まれます。後者が強調されれば、例えば救済委員の力で学校の先生を異動させたり教育委員会に謝罪させたりすることができるのではないかと誤解されることになったり、学校や関係機関から煙たがられたりすることになってしまいます。しかし、救済委員は、市の機関でありながら独立性があるというのがミソです。救済委員は、この両面を活用することによって活動しており、どちらの側面が強いということはありません。独立性と連携・協力は矛盾しないはずですが、4年間の活動のなかで子どものみなさんや保護者の方々、市や関係機関の方々にこのことをうまく伝えることができない場面や誤解を与えてしまった場面があったように思います。このことは私自身の心残りな点です。

しかし、たくさんの子どものみなさんが話をしに来てくれたこと、その中には「同じように悩む子どもを助けるために心理士さんになりたい」「はぴくろの相談員になりたい」と話してくれた子どもさんもいたことも思い出されます。

これからも、宗像市の子どもの権利救済機関の制度が適切に運用され、宗像市の子どものみなさんが安心して生活するための助けとなることを祈っています。4年間ありがとうございました。

遊びって、すごい！

宗像市子どもの権利救済委員
河内　祥子

令和６年度も「はぴくろ」では、はぴくろ子ども実行委員のみなさんと一緒に「はぴくろ秋まつり」を企画しました。実行委員のみなさんも遊ぶのが大好きで、来てくれた人にも楽しんでもらおうと、いろいろなアイディアを出してくれました。そんな姿に感化され、改めて「遊び」について考えてみました。

突然ですが、あなたは遊ぶのが好きですか？

ゲーム？　テーマパーク？　YouTube？　もちろん、それらも楽しい遊びです。

でも、遊びって本当にそれだけでしょうか？

実は、遊びは無限にあります。おじいちゃんやおばあちゃんが子どもの頃は、ゲームもスマホもありませんでした。けれど、石や葉っぱ、枝や空き箱を使って工夫しながら遊んでいました。友だちとルールを考えたり、失敗しながら作りなおしたりして、「なければ、つくる」という遊びを楽しんでいたのです。令和５年度から始まった「はぴくろ秋まつり」も、そんなふうに生まれました。コロナの影響で学校行事が減っていた頃、「みんなで思いきり遊びたい！」という実行委員の声からスタートしたのです。

もちろん、ゲームや動画も楽しいですが、それだけが遊びだと思っていたら、ちょっともったいない。スマホやゲームがなくても、あなたの頭と心があれば、遊びは生まれます。たとえば、家族や友だちとピクニックや自然の中に出かけてみてはどうでしょうか？「なんにもなくて、つまらない」と思ったときこそ、面白いことを生み出すチャンスかもしれません。葉っぱのボートで競争する？　石で道をつくる？想像力と工夫で、わくわくする遊びはきっと始まります。

遊びのすごいところはもう一つあります。遊ぶことで、心と体が育つのです。転んだり、けんかしたり、我慢したり、大笑いしたり。すべて遊びの中で自然に起こります。転べば痛いけれど、骨は衝撃を受けることで強くなると言われています。けんかを避けてばかりでは、人との関わり方を学べません。気の合わない相手とも、どう付き合えばいいのか、遊びながら身につけていくのです。成功しても失敗しても、勝っても負けても、笑って泣いて。そうやって少しずつ、「あなたらしいあなた」になっていくのです。遊びは、ただのヒマつぶしじゃない。あなたの未来をつくる“宝もの”です。あなたには、いつ、どこで、どんな遊びを、誰とするか、その選択肢はたくさんあります。逆に言えばあなたがどんな選択をするか、その選択の積み重ねであなたの未来は変わるのです。だから遠慮せずに思いきり遊んでください。いや、遊ばなきゃ、ほんとうにもったいない。

そして、あなたが自由に遊べるのは、誰かが見えないところで守ってくれているからです。宗像の山や浜辺は遊びの宝庫ですが、自然の中には危険がたくさんあります。だからこそ、命に関わるような危険は避けつつ、小さな失敗やけがは見守る覚悟で、そばにいてくれる大人がいます。本当は、テーマパークに連れて行くほうが楽かもしれません。でも、「楽」より「あなたの未来」を選んでくれた人がいることを、どうか心にとめておいてください。そして、いつかあなたが、そんな大人になってくれると嬉しいです。

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に関する

アンケート調査結果

1. 調査の目的

本調査は、むなかた子どもの権利相談室の各種事業へ対する子どもの意見を聴き、本市の子どもの権利保障の充実を図る一助とすることを目的としています

2. 調査対象・回収率

市立小学5年生 753/906 人（回収率 83.1%）、中学2年生 743/906 人（回収率 82.0%）

総数 1496/1812 人（回収率 82.6%）

3. 調査方法

各学校へ協力を依頼。各児童生徒タブレットにて実施

4. 調査期間

令和 6 年 12 月 1 日～令和 6 年 12 月 25 日

① むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」を知っていますか？

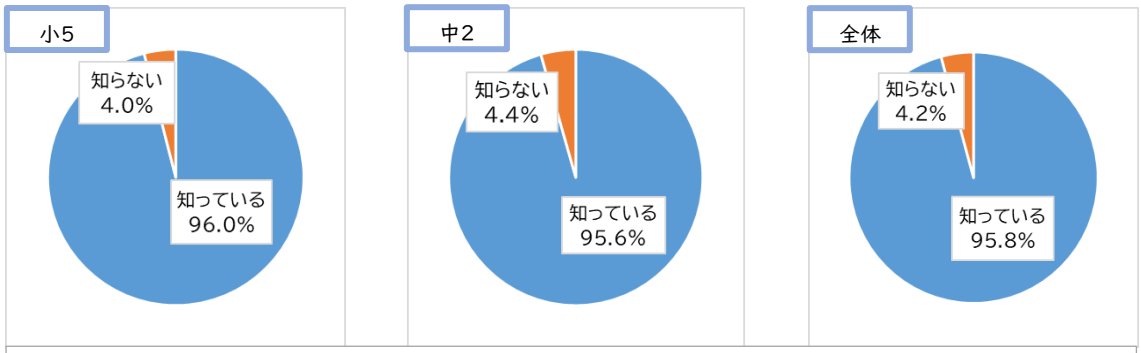

○ 全体 95.8%の子どもたちが、「ハッピークローバー」を知っていると回答していました。

○ 例年、高い認知率を維持することができています。

② 「ハッピークローバー」の紹介で、見たこと、聞いたことがあるものにチェックをつけてください（複数回答可）。

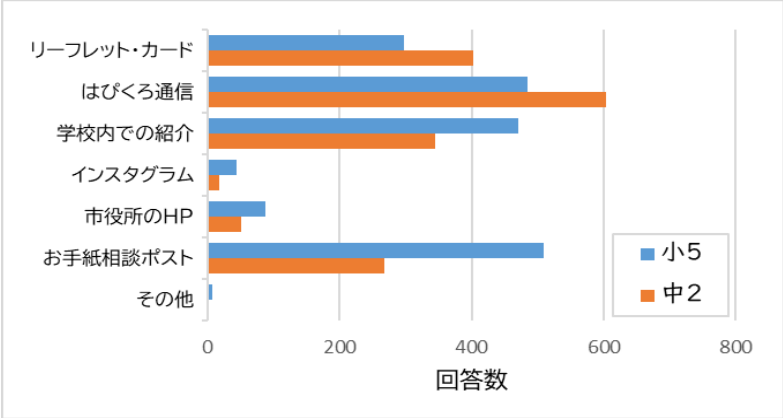

〇その他の内容
- はぴくろの出張相談会
- イベント
- 授業中話題にあがった

○ 「はぴくろ通信」「学校内での紹介」「リーフレット・カード」等、校内での周知が多い結果でした。

○ 小学5年生は「お手紙相談ポスト」、中学2年生は「はぴくろ通信」がより印象に残っているという結果でした。

③　あなたは今、悩んだり、困ったりしていることがありますか？

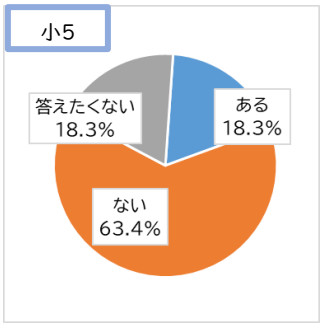

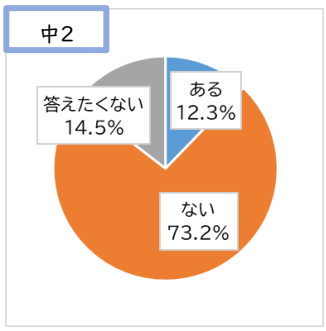

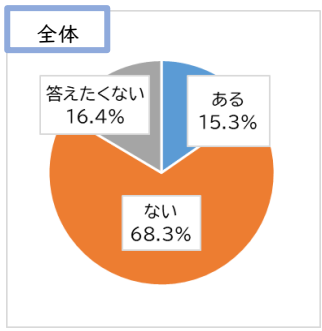

※　「ある」と答えた人へ、どんなことで悩んだり、困ったりしていますか？（複数回答可）

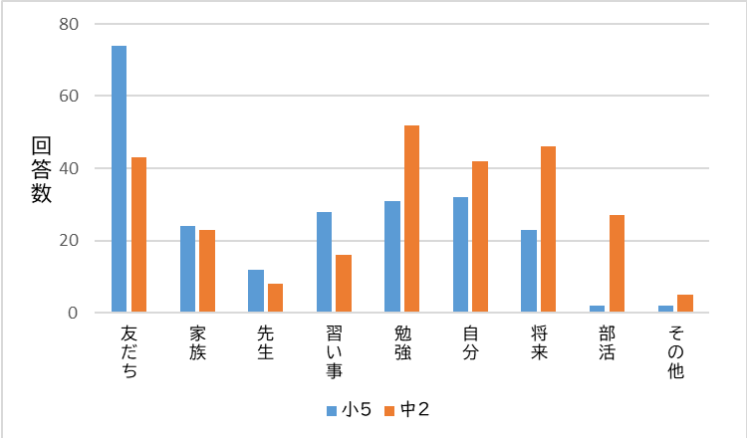

<その他の悩み>
- 前にあったこと
- 学校のこと
- 知らない他の子のこと
- 金銭的なこと
- 過去のトラウマのこと

○　全体の 15.3%の子どもたちが、今悩みや困っていることがあると回答していました。

○　内容として、小学5年生は「友だち」についての悩みが多いのに対し、中学2年生は「勉強」「将来」「友だち」「自分」についての悩みが多くなっていました。

※　「ない」と答えた人へ、過去に悩んだり困ったりした時、それをどうやって乗り越えましたか？（自由記述）

- まわりの人（友だち、家族、先生、はぴくろ、専門機関等）に相談した
- 大人にどうすればいいか尋ねた
- 原因をはっきりさせて解決のため行動した
- 自分ならできると言い聞かせた
- 自分がどうしたいのかをじっくり考えた後に実行した
- 友だちと遊んで切り替えた
- 悩みと距離をとった
- ポジティブに考えた
- 人に話してすっきりした
- ゆっくり寝て身体を整えた
- 気にしないようにした、一旦ほっといて時間を経過させた
- 思いっきり好きなことや楽しいことをした
- ノートに書きだして、問題を整理した
- 学校のアンケートに書いた
- 勇気を出して、トラブルがあった相手と話してみた
- 推しやゲーム等でストレスを発散する
- 信頼できる人に話す、一緒にいるだけでも安心する

④　あなたは悩んだり、困ったりしているとき、だれに相談しますか？（複数回答可）

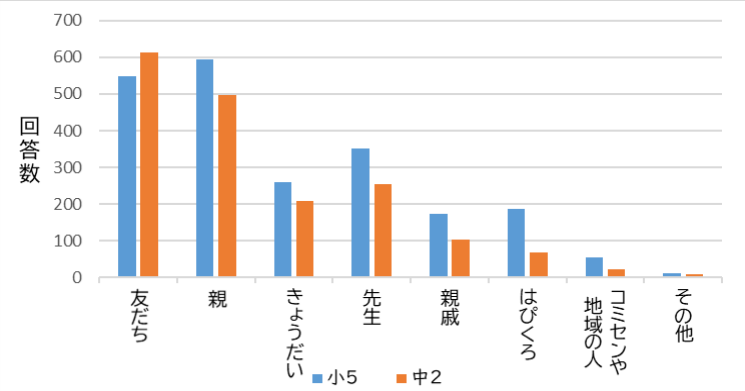

<その他の内容>
- 親友
- 習い事や病院の先生
- 相談しない、自分で考える
- ペット
- ネット友だち

○　小学5年生、中学2年生共に「友だち」や「親」に相談するという回答が多くみられました。

○　その他の相談対象としても、身近な人や普段から関わりがある人が多く出ていました。反面、「相談しない」「自分で考える」という回答もありました。

⑤　これまでに、「ハッピークローバー」へ相談したことがある人にお聞きします。相談してみてどうでしたか？

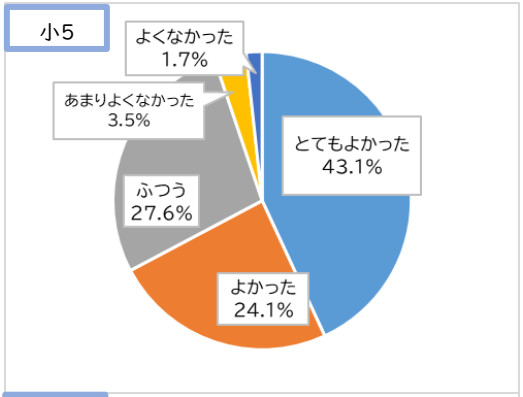

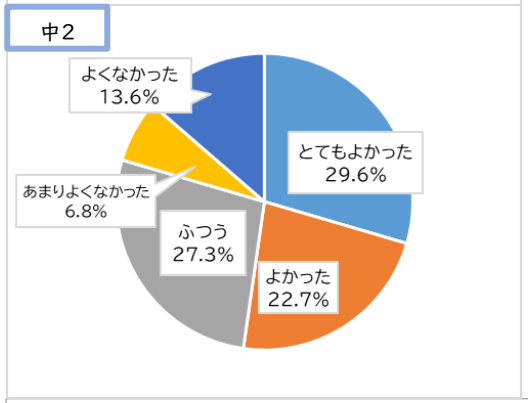

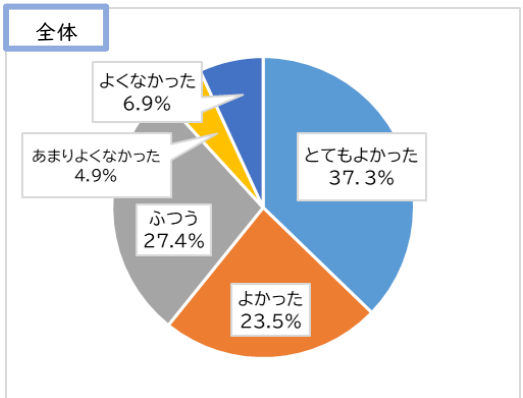

<とてもよかった、よかった理由>
- ちゃんと話を聴いて、わかってくれた
- 優しかった、親身に対応してくれた
- 悩みや問題が改善した

<あまりよくなかった、よくなかった理由>
- あまりいいアドバイスがもらえなかった
- 問題が改善しなかった

○　全体の 60.8%の子が「とてもよかった」「よかった」と回答していましたが、11.8%の子が「あまりよくなかった」「よくなかった」と回答していました。

○　よかった理由として「相談時の関わり方の良さ」「状況の改善」等が、よくなかった理由として「効果的なアドバイスのなさ」「問題が改善しなかったこと」等が挙げられていました。

⑥　これから先、あなたが悩んだり、困ったりしたとき、「ハッピークローバー」に相談してみようと思いますか？

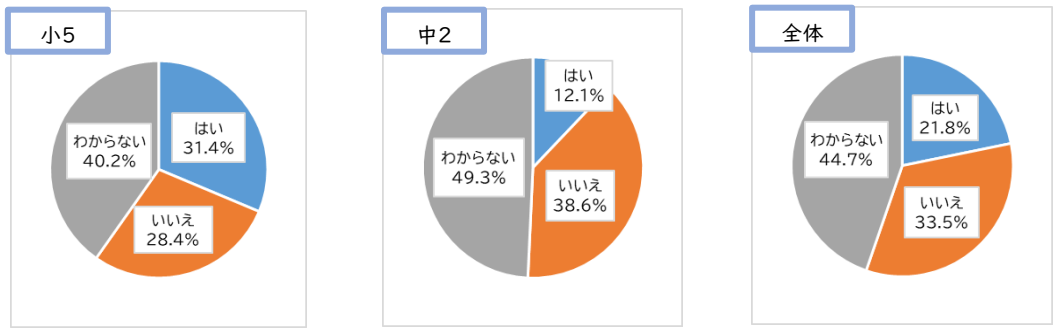

※　「はい」と答えた人へ、「相談してみようかな」と思ってくれた理由や、きっかけがあれば、教えてください。（複数回答可）

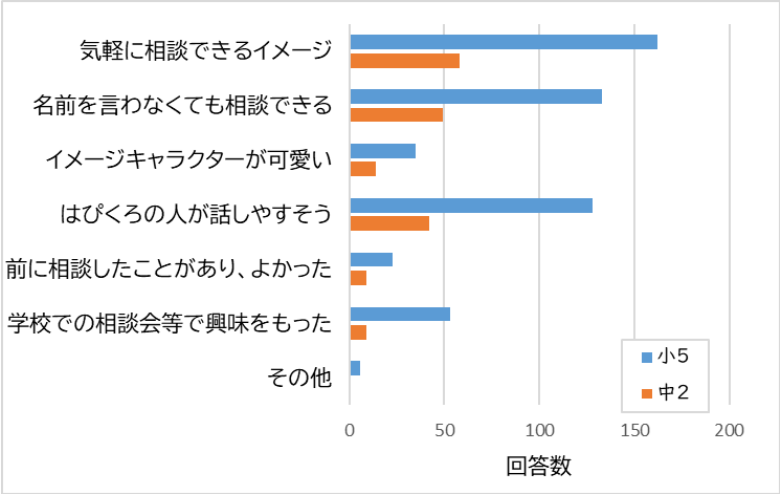

<その他の内容>
- 話しやすそうだから
- 自分のことを知らない人の方が話しやすいから
- まわりの人に話せない時、相談してみようと思う
- 解決してくれそう
- 女性の人もいて安心できるから
- 相談する人が優しそう

※　「いいえ」と答えた人へ、「ハッピークローバー」がどうなれば、または、「ハッピークローバー」になにがあれば、「ハッピークローバー」に相談してみようと思いますか？（複数回答可）

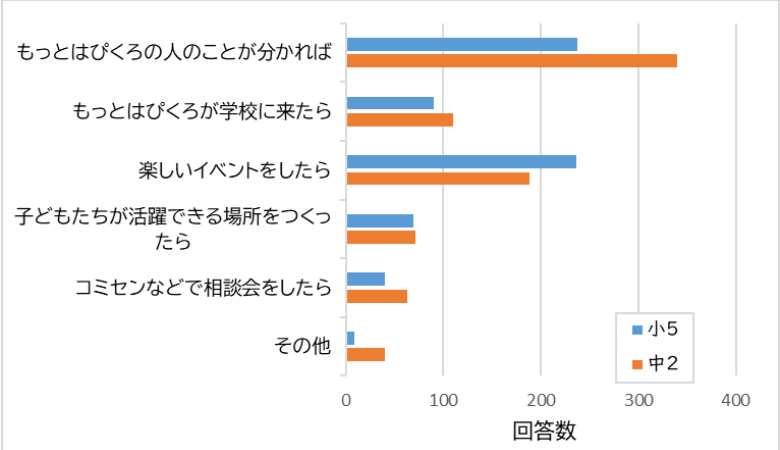

<その他の内容>
- 相談したらどうなるかが分かれば
- もう少しはぴくろのことが分かれば
- 相談例があれば
- 学校の中で相談できる時間の枠があれば
- 相談内容を人に言わないという安心感があれば
- 知っている子たちが相談していたら

○　全体の 21.8%が、悩みがある時は、「ハッピークローバー」に相談してみようと思うと回答していました。

○　相談員のことが分かったり、楽しいイベントをしたりすることで、はぴくろへ相談しようという気持ちにつながるという回答が多くありました。

⑦　「宗像市子ども基本条例」において、みなさんには生まれた時から4つの子どもの権利があるとされています。この子どもの権利のことを知っていますか？

※4 つの権利＝「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「意見を表明する権利」

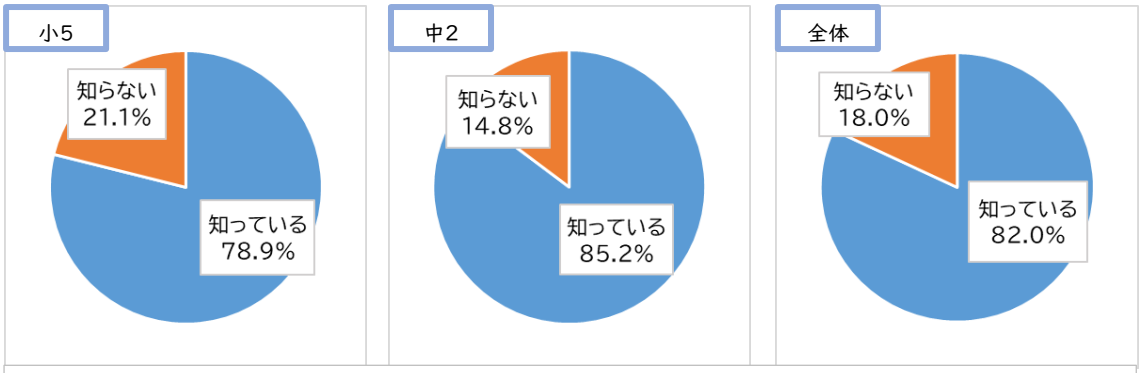

○　全体の 82.0%の子どもたちが、子どもの権利について知っていると回答していました。

○　子どもの権利の認知率が、小学5年生では 78.9%と、中学2年生の認知率よりも若干低くなっていました。

宗像市子ども基本条例と宗像市子ども施策

(1) 宗像市子ども基本条例制定の経緯

① 条例制定の経緯

平成元年 11 月	国連総会で「児童の権利に関する条約※」を採択（11 月 20 日）
平成 6 年 4 月	「児童の権利に関する条約」を日本が批准
平成 10 年 12 月	川西市が「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例」を制定（日本初）
平成 22 年 4 月	「子どもの権利に関する条例」制定を公約とした候補者が市長当選
平成 22 年 7 月	宗像市次世代育成支援対策審議会に条例案作成を諮問
平成 23 年 9 月	宗像市次世代育成支援対策審議会から中間答申書提出
平成 23 年 10 月	パブリック・コメント(市民意見提出手続)を実施
平成 23 年 12 月	宗像市次世代育成支援対策審議会から最終答申書（条例案）提出
平成 24 年 3 月	市議会において条例制定議案を議決（全員賛成）　条例公布
平成 24 年 4 月	条例施行（子どもの権利救済制度は平成 25 年 4 月 1 日施行）
平成 25 年 4 月	子どもの権利救済委員を任命し、子どもの権利相談室設置

※「児童の権利に関する条約」についての外務省 HP での説明

「この条約は、今なお世界中に貧困、飢餓、武力紛争、虐待、性的搾取といった困難な状況に置かれている児童がいるという現実に目を向け、児童の権利を国際的に保障、促進するため、国連人権委員会の下に設置された作業部会において、多くの国連加盟国政府、国連機関等が参加し、10 年間にわたって行われた審議の成果です。この条約の内容は、特定の国の文化や法制度を偏重することなく、先進国であれ、開発途上国であれ、すべての国に受け入れられるべき普遍性を有するものになっています。」

② 条例への市民（子どもを含む）の意見の反映

○ 意見交換

- 子どもとの意見交換（平成 22 年 10 月 3 日）
  宗像市次世代育成支援対策審議会委員が小学生から高校生までの 16 人の子どもと座談会形式で意見交換を実施した。
- 子どもに関わる団体との意見交換（平成 22 年 11 月 11 日）
  宗像市次世代育成支援対策審議会委員が 5 団体 9 人と意見交換を実施した。

○ アンケート調査

- 宗像市子どもまつりにおける調査（平成 23 年 11 月 3 日）
  子どもと大人それぞれを対象に実施した。（子ども 244 人、大人 252 人から回答）
- 市立小中学校における調査（平成 23 年 1 月～2 月）
  小学 5 年生及び中学 2 年生全員を対象に実施した。
- 市民アンケート調査（平成 23 年 2 月）
  「児童の権利に関する条約」の認知度調査を実施した。

○ 意見募集

- パブリック・コメント（平成 23 年 10 月 1 日～31 日）
  15 通 127 件の意見が提出された。また、パブリック・コメントと並行して説明会を実施した。

(2) 条例の特徴及び子ども施策推進体制

① 条例の特徴

※ 子どもの権利に関する総合的な条例の施行は、福岡県内では、志免町、筑前町、筑紫野市に次ぎ 4 番目。令和 7 年 4 月現在、全国約 1,800 の地方自治体（都道府県市町村）のうち 81 団体が条例施行している（子どもの権利条約総合研究所ウェブサイトより）。現在においても稀な条例。

※ 「前文」がある条例：市の特別な想いが入った条例。（約 220 本の市条例のうち、前文があるものは 7 本のみ）

※ 「子どもの権利（第 2 章）」「大人の責務（第 3 章）」「子どもにやさしいまち（第 4 章）」を 3 つの柱として構成され、「子どもの権利救済制度（第 6 章）」についても規定した、子どもの権利に関する「総合的な条例」に分類されている。本市の子どもの健やかな成長に向けた基本的な理念の規定とともに、子ども施策の推進策や子どもの権利の救済回復の具体策まで規定した条例。

② 施策の推進体制

- 令和 7 年 3 月に「宗像市こども計画（宗像市子ども基本条例行動計画を兼ねる令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年計画）」を策定し、事業を推進している。
- この行動計画の実施状況の検証等については、宗像市次世代育成支援対策審議会が担うこととされている（第 27 条）。

令和６年度　宗像市教育子ども部の行政組織体制

子ども子育て部	子ども育成課 ※宗像市子ども基本条例及び宗像市子ども基本条例行動計画の所管課 ※宗像市次世代育成支援対策審議会の事務局	子ども政策係
		幼児教育保育係
		幼児施設支援係
	子ども支援課 ※宗像市子どもの権利救済委員の事務局	子ども支援係
		発達支援係
	子ども家庭センター	子ども相談係
		子ども家庭係
		子ども保健係

(3) 子ども育成課所管事業に関する報告

「宗像市子ども基本条例行動計画」の事業実施状況について、子ども育成課が所管する事業のうち、条例に直接関係する以下の取組等について宗像市子どもの権利救済委員に報告・説明した。（条例の 3 つの柱ごとに整理して、隔月報告）

① 子どもの権利（啓発）について

- 「令和 6 年度子ども会説明会」における条例周知
- 福岡教育大学幼児教育授業における条例講座
- 埼玉県朝霞市議会による条例視察対応
- 「家庭教育学級開設説明会」における条例周知

- 茨城県下妻市議会による条例視察対応
- 静岡県長泉町議会による条例視察対応
- 「子どもの安全安心セミナー」における条例周知
- 「赤間地区青少年育成部会」における条例講座
- 赤間地区青少年指導委員を対象とした条例講座
- 「子ども支援ボランティア養成講座」における条例講座
- 「第 1 回家庭教育学級」における条例周知
- 市広報紙 11 月号への「宗像市子どもの権利の日」記事掲載
- 庁内掲示板による市職員への「宗像市子どもの権利の日」の周知
- 庁舎 1 階ロビー「広告付き番号表示版」での「宗像市子どもの権利の日」の周知
- 「宗像市子どもの権利の日」のぼり旗の掲示
- 市立学校における「宗像市子ども基本条例に基づく取組」の実施
- 「令和 6 年度宗像市子ども関係施設職員研修会」における条例講座
- むなかた子ども大学（メインキャンパス）での保護者向け子どもの権利啓発
- 「令和 6 年度宗像・福津児童虐待防止プロジェクト」における子どもの権利啓発
- 「第 2 回家庭教育学級」における条例周知
- 「40 代・50 代のためのくらしの学校」における条例講座

② 大人の責務（市の役割）について

- 子ども関係施設（子育て支援センター、子育てサロン、保育所、幼稚園、認定こども園、学童保育所、プレーパーク、中高生の居場所等）の運営
- 子どもの権利の啓発（上記①）

③ 子どもにやさしいまちづくりについて

- 宗像市次世代育成支援対策審議会（行動計画の実施状況等の検証、宗像市こども計画策定に関する協議）
- 子どもの居場所づくり（プレーパーク、中高生の居場所づくり、人づくりでまちづくり事業補助金、子どもの居場所づくり団体情報交換会、子ども支援ボランティア養成講座の実施等）
- 子どもの意見表明の機会の提供（こどもワークショップにおいて高校生が意見表明、宗像市こども計画策定に向けてはぴくろ子ども実行委員が意見表明、宗像市次世代育成支援対策審議会において臨時委員がこどもを代表して意見表明）
- 子育て支援事業（子育て支援センター運営等）
- 宗像市こども計画（案）に関するパブリック・コメント

○宗像市子ども基本条例

平成２４年３月３０日

条例第１３号

改正　平成２５年３月２８日条例第８号

令和４年３月３０日条例第５号

目次

前文
第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　子どもの権利（第４条―第８条）
第３章　保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割（第９条―第１２条）
第４章　子どもにやさしいまちづくり（第１３条―第１７条）
第５章　啓発（第１８条―第２０条）
第６章　子どもの権利の侵害に対する救済と回復（第２１条―第２６条）
第７章　施策の検証（第２７条）
第８章　雑則（第２８条）
附則

子どもは、夢と希望に満ちた、かけがえのない存在です。また、どの子も自分らしく健やかに成長し、伸びる可能性を持っています。

その可能性の芽を摘み取らずに成長させることが、今、大人に問われています。

子どもは、一人ひとりが権利の主体です。あらゆる差別や暴力から守られ、豊かな愛情のもとで、生き、育ち、参加する権利があります。

大人は、子どもの最善の利益を保障しなければなりません。そのためには、子どもの気持ちをしっかりと受け止め、一緒に考えたり、体験させたり、教え導いていくことが大切です。

宗像市は、昔から交通や文化の要衝の地であり、人と人とのふれあいを大切にしてきたまちです。今もその精神がいきづいています。

子どもは、そのふれあいの中で、自分と同じように相手のことを大切にする心や、社会の一員としての役割やルールを学ぶことができます。

子どもが自らの可能性を伸ばし、自分の将来に夢を持てるまちは、すべての人にやさしく、希望に満ちたまちになります。

宗像市は、「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち」を３つの柱と

し、子どもの健やかな成長が保障されるまちづくりを、子どもも大人も共に手を取り合って進めていくことを宣言し、この条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの権利を守るために、保護者、市民等、子ども関係施設及び市の責務並びに役割を明らかにするとともに、子どもにやさしいまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項並びに子どもの権利侵害の救済及び回復に関する事項を定めることにより、将来にわたって子どもの権利及び健やかな成長が保障されることを目的とする。

（令４条例５・一部改正）

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）子ども　市内に住所を有する１８歳未満の者をいう。

（２）保護者　親又は親に代わり子どもを養育する立場にある者をいう。

（３）市民等　次に掲げるものをいう。ただし、第１号に規定する子ども及び市外に住所を有する１８歳未満の者を除く。

ア市内に住所を有する者

イ市内の事務所又は事業所に勤務する者

ウ市内の学校に在学する者

エ市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

（４）子ども関係施設　次に掲げる施設をいう。

ア児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に規定する児童福祉施設

イ学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する学校

ウ社会教育法（昭和２４年法律第２０７号）に規定する各種施設

エその他子どもが関係する施設

（５）虐待　児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号。次号において「法」という。）第２条の児童虐待をいう。

（６）通告　法第６条第１項による本市福祉事務所又は福岡県宗像児童相談所への通告をいう。

（令４条例５・一部改正）

（責務）

第３条　保護者は、子どもの成長及び発達についての第一義的責任を持つことを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければならない。

２　市民等は、子どもに関わる場又は機会において、子どもの権利を保障しなければならない。

３　子ども関係施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」という。）は、子ども関係施設において、子どもの権利を保障しなければならない。

４　市は、あらゆる施策を通じて子どもの権利を保障しなければならない。

５　保護者、市民等、施設関係者及び市は、前各項の責務を果たすに当たっては、お互いの立場を尊重し、協力して取り組まなければならない。

第２章　子どもの権利

（安心して生きる権利）

第４条　子どもは、安心して生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

（１）命が守られ、尊重されること。

（２）愛情及び理解をもって育まれること。

（３）温かい家庭の中で、家族と共に生活すること。

（４）平和で安全な環境の下で生活すること。

（５）あらゆる差別及び暴力を受けず、放置されないこと。

（６）健全な発達を阻害する環境から守られること。

（自分らしく生きる権利）

第５条　子どもは、自分らしく生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

（１）個性が尊重され、その個性を伸ばすこと。

（２）自分で考え、判断し、行動すること。

（３）プライバシーが守られること。

（４）子どもであることにより、不当な取扱いを受けないこと。

（豊かに育つ権利）

第６条　子どもは、様々な経験を通して豊かに育つ権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

（１）学ぶこと。

（２）遊ぶこと。

（３）生活のリズムが守られること。

（４）良い事、悪い事及び社会のルールについてきちんと教えてもらうこと。

（意見を表明する権利）

第７条　子どもは、自ら社会に参加し、意見を表明する権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

（１）自分の気持ち又は考えを表現するために必要なコミュニケーションの力を伸ばす機会が得られること。

（２）自分の気持ち又は考えを表明し、尊重されること。

（３）意思決定に参加すること。

（４）社会参加に関して、適切な支援が受けられること。

（子どもの役割）

第８条　子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他の者の権利を尊重するよう努めなければならない。

２　子どもは、他の者の権利を侵害する行為をしないよう努めなければならない。

３　子どもは、家庭又は社会の一員としての役割を果たすよう努めなければならない。

第３章　保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割

（保護者の役割）

第９条　保護者は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育をしなければならない。

２　保護者は、子どもの年齢に応じた心身の発達に関する知識及び養育について習得するよう努めなければならない。

３　保護者は、子どもが基本的な生活習慣及び社会性を身に付けるよう努めなければならない。

４　保護者は、虐待、体罰その他の子どもの権利を侵害することをしてはならない。

５　保護者は、子どもの発達に有害なものから子どもを保護しなければならない。

６　保護者は、子どもの個性に応じ、教育を受けさせるとともに、文化、芸術又はスポーツに接する機会を作るよう努めなければならない。

（令４条例５・一部改正）

（市民等の役割）

第１０条　市民等は、子どもは「社会の宝」であると認識し、子どもを温かく見守り、子

どもが安心して過ごすことができるよう努めなければならない。

２　市民等は、地域において、子どもが意見を表明し、又は参加する機会を設けるよう努めなければならない。

３　市民等は、子どもが社会のルールに反する行為をしたときは、注意し、若しくは指導し、又は関係機関等に通報し、若しくは連絡しなければならない。

４　市民等は、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、速やかに通告しなければならない。

（令４条例５・一部改正）

（子ども関係施設の役割）

第１１条　子ども関係施設は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって指導又は援助を行い、子どもを育成しなければならない。

２　子ども関係施設は、子どもの年齢又は個性に応じて、自主的な活動を支援しなければならない。

３　施設関係者は、子どもの育ち及び気持ちについて理解し、把握できる力を身に付けなくてはならない。

４　子ども関係施設は、虐待、体罰、いじめその他の子どもの権利を侵害する行為の防止に努めるとともに、子ども及び保護者が相談しやすい環境を整備しなければならない。

５　子ども関係施設は、虐待の早期発見に努めるとともに、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、速やかに通告しなければならない。

（令４条例５・一部改正）

（市の役割）

第１２条　市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携するとともに、必要な施策を実施しなければならない。

２　市は、保護者、市民等及び子ども関係施設がそれぞれの責務と役割を果たすことができるよう、必要な支援をしなければならない。

３　市は、子ども自ら又は保護者等を通じて、市政等に関する意見を求めるよう努めなければならない。

４　市は、虐待、体罰、いじめその他の子どもの権利を侵害する行為の防止及び早期発見に努めなければならない。

５　市は、前項の取組において被害を受けた子どもを発見したときは、その保護及び救済に努めるとともに、関係機関と協力し、必要な支援をしなければならない。

６　前各項に定めるもののほか、市は、さまざまな方法を通して、子どもの権利の普及及び啓発に努めなければならない。

（令４条例５・一部改正）

第４章　子どもにやさしいまちづくり

（施策の推進）

第１３条　市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりの施策を推進するため、行動計画を策定しなければならない。

２　市は、行動計画を策定し、又は見直すときは、第２７条の宗像市次世代育成支援対策審議会の意見を聴かなければならない。

３　市は、行動計画を策定し、又は見直したときは、速やかにその内容を公表しなければならない。

（令４条例５・一部改正）

（子どもの居場所づくり）

第１４条　市、市民等及び施設関係者は、地域において、子ども同士が遊び等の体験を通じ、豊かに成長できるよう、安全で安心な居場所づくりに努めなければならない。

２　市は、自主的に居場所づくりをしている市民等との連携を図り、その支援に努めなければならない。

（子どもの意見表明の機会の提供）

第１５条　市は、子どもが意見表明を行うことができる機会を設けるよう努めなければならない。

（子育て支援）

第１６条　市、市民等及び施設関係者は、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければならない。

２　市、市民等及び施設関係者は、保護者の子育て及び仕事の両立を支援するとともに、子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めなければならない。

（健全な発達を阻害する環境からの保護）

第１７条　市、市民等及び施設関係者は、健康に有害なもの、性的虐待、過激な暴力等の有害な情報その他の子どもの健全な発達を阻害する環境から子どもを保護し、又はその環境を改善するよう努めなければならない。

第５章　啓発

（啓発）

第１８条　市は、子どもの権利の普及及び啓発に努めるものとする。

（学習等への支援）

第１９条　市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の場において、子どもの権利についての学習及び研修が推進されるよう、必要な教育環境の整備に努めなければならない。

２　市は、施設関係者、医師又は保健師等の子どもの権利に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう、研修の機会を提供するよう努めるものとする。

３　市は、子どもが自主的に行う子どもの権利についての学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする。

（子どもの権利の日）

第２０条　市は、子どもの権利についての関心及び理解を深めるため、宗像市子どもの権利の日（以下「権利の日」という。）を設ける。

２　権利の日は、１１月２０日とする。

３　市は、権利の日の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

第６章　子どもの権利の侵害に対する救済と回復

（子どもの権利救済委員）

第２１条　市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため、宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）を置く。

２　救済委員は、３人以内とする。

３　救済委員は、子どもの権利、福祉、教育等に関して知識経験を有する者のうちから、市長が選任する。

４　救済委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　救済委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれない。

６　前項の規定にかかわらず、市長は、救済委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は救済委員としてふさわしくない行為があると認める場合においては、その職を解くことができる。

（救済委員の職務）

第２２条　救済委員は、次に掲げる職務を行う。

（１）子どもの権利の侵害について、子どもその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。

（２）権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。

（３）子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。

（４）必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。

（５）前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。

２　救済委員は、前項の職務を行うに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

（１）職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。

（２）人権について十分に配慮すること。

（３）関係機関等と協力すること。

（救済委員に対する支援及び協力）

第２３条　市は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援しなければならない。

２　保護者、市民等及び子ども関係施設は、救済委員の活動に協力するよう努めなければならない。

（勧告又は要請への対応）

第２４条　市は、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告しなければならない。

２　市以外のものは、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告するよう努めなければならない。

（勧告又は要請等の内容の公表）

第２５条　救済委員は、必要と認めたときは、勧告若しくは要請又はその対応状況等を公表することができる。

（報告等）

第２６条　救済委員は、毎年の活動状況等を市長に報告し、市民に公表する。

第７章　施策の検証

（子どもの権利の保障状況の検証）

第２７条　市は、この条例による施策、行動計画の実施状況及び子どもの権利の保障状況について毎年度検証を行わなければならない。

２　前項の検証に当たっては、宗像市次世代育成支援対策審議会条例（平成２５年条例第８号）に規定する宗像市次世代育成支援対策審議会に対し、諮問するものとする。

３　市長その他の執行機関は、審議会の報告又は提言を尊重し、必要な措置をとるものとする。

（平２５条例８・一部改正）

第８章　雑則

（委任）

第２８条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２４年４月１日から施行する。ただし、第６章及び第７章の規定は平成２５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）第８条第１項の規定により策定されている計画は、この条例の相当規定に基づき策定された行動計画とみなす。

３　第２２条の規定は、この規定の施行の日（以下「施行日」という。）前３年から施行日の前日までに生じた子どもの権利の侵害に関わる事項についても適用するものとする。

（準備行為）

４　第２１条第３項の規定による救済委員の選任に関し必要な行為は、同項の規定の施行の日前においても行うことができる。

附　則（平成２５年３月２８日条例第８号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月３０日条例第５号）

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

○宗像市子ども基本条例施行規則

平成２４年１２月２８日

規則第４３号

改正　平成２８年３月３０日規則第１１号

（趣旨）

第１条　この規則は、宗像市子ども基本条例（平成２４年宗像市条例１３号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（兼職等の禁止）

第３条　条例第２１条第１項に規定する宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）には、次に掲げる者を選任することができない。

（１）衆議院議員若しくは参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員

（２）市と取引関係のある法人その他の団体の役員又は救済委員の公平かつ適切な職務遂行に利害関係を有する職業の者

（３）市内の学校の教職員その他市の子どもを直接指導することを主たる職務とする職業等に現に従事している者又はその職を退いてから３年を経過していない者

（代表救済委員）

第４条　救済委員のうち１人を代表救済委員とし、救済委員の互選により定める。

２　代表救済委員に事故があるとき、又は代表救済委員が欠けたときは、他の救済委員がその職務を代理する。

（救済委員会議）

第５条　代表救済委員は、次に掲げる事項を協議するため、救済委員会議を招集することができる。

（１）救済委員の職務執行の方針に関すること。

（２）活動状況の報告に関すること。

（３）その他救済委員の協議により必要と認めること。

（子どもの権利相談員）

第６条　救済委員の職務を補助するため、宗像市子どもの権利相談員（以下「相談員」という。）を置く。

２　条例第２１条第３項及び第２２条第２項並びに第３条第１号及び第２号の規定は、相談員について準用する。

３　相談員は、次に掲げる職務を行う。

（１）権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。

（２）救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をすること。

（３）子どもの権利の普及に関すること。

（４）前３号に定めるもののほか、子どもの権利の救済及び回復のために必要なこと。

（相談及び救済の申立て）

第７条　子ども、保護者、市民等及び施設関係者は、子どもの権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる。

２　相談又は救済の申立て（以下「申立て」という。）の受付は、救済委員及び相談員が行う。

（申立ての手続き）

第８条　救済の申立てを行おうとする者は、文書又は口頭により次に掲げる事項を申立てることとする。

（１）申立人の氏名、年齢、住所及び電話番号

（２）申立人が子どもである場合は、在学する学校、入所している施設又は勤務先の名称及び所在地

（３）申立ての趣旨

（４）申立ての原因となる権利の侵害があった日

（５）権利の侵害の内容

（６）他の機関への相談等の状況

２　文書による申立ては、救済申立書（様式第１号）を用いるものとする。

３　救済委員及び相談員は、口頭による申立てがあったときは、第１項の事項について聴き取り、口頭救済申立書（様式第２号）に記録しなければならない。

（調査）

第９条　救済委員は、申立てがあった場合は、その申立てについて調査するものとする。ただし、その申立てが次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

（１）裁判等により確定した権利関係に関するとき。

（２）裁判所において争訟中又は行政庁において審査請求の審理中である権利関係に関

するとき。

（３）議会に請願又は陳情を行っているとき。

（４）申立ての原因となる権利の侵害があった日から３年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときは除く。

（５）条例又は規則に基づく救済委員又は相談員の行為に関するとき。

（６）申立てに重大な偽りがあるとき。

（７）申立に具体的な権利の侵害が含まれないとき。

（８）前各号に定めるもののほか、救済委員が調査することが適当でないと認めるとき。

２　救済委員は、権利の侵害を受けた子ども又はその保護者以外の者から申立てがあった場合又は条例第２２条第１項第３号の規定により調査する場合は、その子ども及び保護者の同意を得て調査しなければならない。ただし、その子どもが置かれている状況などを考慮し、救済委員がその必要がないと認めるときは、この限りではない。

３　救済委員は、第１項ただし書の規定により調査を行わない場合は、理由を付して、申立人に速やかに通知しなければならない。

（平２８規則１１・一部改正）

（調査の中止等）

第１０条　救済委員は、調査を開始した後においても、次に該当する場合は、調査を中断し、又は中止することができる。

（１）申立てが、前条第１項各号のいずれかに該当することとなったとき。

（２）申立人から救済申出取下げ書（様式第３号）が提出されたとき。

２　救済委員は、前項第１号により調査を中断し、又は中止したときは、申立人及び前条第２項の同意を得た者（以下「申立人等」という。）に対して、速やかに通知しなければならない。

（市に対する調査等）

第１１条　救済委員は、市に対して調査を開始するときは、あらかじめ通知しなければならない。

２　救済委員は、調査のために必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため、必要な限度において、市に資料の提出又は説明を求めることができる。

３　救済委員は、調査の結果必要があると認めるときは、権利の侵害の是正のための関係

者間の調整（以下「調整」という。）をすることができる。

４　救済委員は、調査又は調整の結果について、申立人等に速やかに通知しなければならない。

（市以外のものに対する調査等）

第１２条　救済委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため、必要な限度において、市以外のものに資料の提出又は説明を求めることができる。

２　救済委員は、調査の結果必要があると認めるときは、市以外のものに調整について協力を求めることができる。

３　救済委員は、調査又は調整の結果について、申立人等に速やかに通知しなければならない。

（身分証明書の提示）

第１３条　救済委員及び相談員は、調査をするときは、その身分を示す証明書（様式第４号）を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（勧告などの実施）

第１４条　条例第２２条第１項第４号の規定に基づく勧告又は要請は、書面により行う。

２　救済委員は、勧告又は要請を行ったときは、その概要を申立人等に通知する。

（委任）

第１５条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月３０日規則第１１号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

様式第１号（第８条関係）

救済申立書

年　　月　　日

（あて先）　宗像市子どもの権利救済委員

（申立人）
氏　　名　　（　　歳）
郵便番号　　－
住　所　等
電話番号
救済を必要とする子どもとの関係
学校、施設、勤務先等の名称及び所在地

宗像市子ども基本条例施行規則第８条第２項の規定により、下記のとおり子どもの権利の救済を申し立てます。

(1)　救済を必要とする子どもの氏名等

氏名　　年齢　　保護者の氏名
郵便番号　　－　　住所等
電話番号　　その他

(2)　申立ての理由となった事実の概要
①救済を求めることは、どのようなことですか。

②いつ、どこで、起こったことですか。

＊どのような問題なのかを(6)で説明してください。

(3)　他の制度への相談・申立て等の有無
〔　なし　・　あり　〕

（ありの場合、その制度名を記入）

(4)　添付資料の有無
〔　なし　・　あり　（　　枚）　〕

(5)　通知方法に関する希望
〔　文書　・　その他　（　　）　〕

(6)　申立ての理由となった問題についての説明等

備考

様式第２号（第８条関係）

口頭救済申立書

年　　月　　日

宗像市子ども基本条例施行規則第８条第３項の規定により、子どもの権利の救済の申立てを口頭にて下記のとおり受け付けました。

受付者　　印

(1)　口頭により申し立てた者の氏名等

氏名　　年齢　　保護者の氏名
郵便番号　　－　　住所等
電話番号
救済を必要とする子どもとの関係
学校、施設、勤務先等の名称及び所在地

(2)　救済を必要とする子どもの氏名等

氏名　　年齢　　保護者の氏名
郵便番号　　－　　住所等
電話番号　　その他

(3)　申立ての理由となった事実の概要
①救済を求めることは、どのようなことか。

②いつ、どこで、起こったことか。

＊どのような問題なのかを(7)に記述

(4)　他の制度への相談・申立て等の有無
〔　なし　・　あり　〕

（ありの場合、その制度名を記入）

(5)　添付資料の有無
〔　なし　・　あり　（　　枚）　〕

(6)　通知方法に関する希望
〔　文書　・　その他　（　　）　〕

(7)　申立ての理由となった問題についての説明等

備考

様式第３号（第１０条関係）

救済申出取下げ書

年　　月　　日

（あて先）　宗像市子どもの権利救済委員

（申立人）
氏　　名　　（　　歳）
郵便番号　　－
住　所　等
電話番号
救済を必要とする子どもとの関係

学校、施設、勤務先等の名称及び所在地

年　　月　　日付で申請した申立てについては、次のとおり取り下げます。

取り下げの理由

備考

様式第４号（第１３条関係）

１　宗像市子どもの権利救済委員

（表）

5.5cm

横　2.5cm
縦　3.0cm

身分証明証

第　　号

職　　名　　宗像市子どもの権利救済委員
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日
有効期限　　年　　月　　日

上記の者は、宗像市子ども基本条例第21条第１項の規定に基づく宗像市子どもの権利救済委員であることを証明する。

年　　月　　日

宗 像 市 長　　印

9.0cm

（裏）

宗像市子ども基本条例（抜粋）

（子どもの権利救済委員）

第21条　市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため、宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）を置く。

（救済委員の職務）

第22条　救済委員は、次に掲げる職務を行う。

(1)　子どもの権利の侵害について、子どもその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。

(2)　権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。

(3)　子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。

(4)　必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。

(5)　前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。

2　宗像市子どもの権利相談員

（表）

5.5cm

横　2.5cm
縦　3.0cm

身分証明証

第　　号

職　　名　　宗像市子どもの権利相談員
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日

上記の者は、宗像市子ども基本条例施行規則第６条第１項の規定に基づく宗像市子どもの権利相談員であることを証明する。

年　　月　　日

宗 像 市 長　　印

9.0cm

（裏）

宗像市子ども基本条例施行規則（抜粋）

（子どもの権利相談員）
第6条　救済委員の職務を補助するため、宗像市子どもの権利相談員（以下「相談員」という。）を置く。
2　略
3　相談員は、次に掲げる職務を行う。
(1)権利の侵害を受けている子どもにについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。
(2)救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をすること。
(3)子どもの権利の普及に関すること。
(4)前3号に定めるもののほか、子どもの権利の救済及び回復のために必要なこと。

令和６年度子どもの権利救済委員・相談員・事務局員名簿

職　　名	氏　　名	職　業　等
子どもの権利代表救済委員	藤田　裕子	弁護士 （福岡県弁護士会）
子どもの権利救済委員	河内　祥子	教育関係者 （福岡教育大学　教授）
子どもの権利救済委員	奥村　賢一	社会福祉士 （福岡県立大学　准教授）
子どもの権利相談員	中川　誠也	臨床心理士　公認心理師
	井上　麻衣	社会福祉士　精神保健福祉士
	香月　彩音	臨床心理士　公認心理師
	中村　遼太郎	教員免許保持者
事務局員	恵谷　英之	子ども支援課長
	橋本　由美	子ども支援課主幹兼子ども支援係長
	小田　さくら （～R6 年９月）	子ども支援課子ども支援係
	横尾　幸恵 （R6 年 10 月～）	子ども支援課子ども支援係

みらいのむなかたマップ

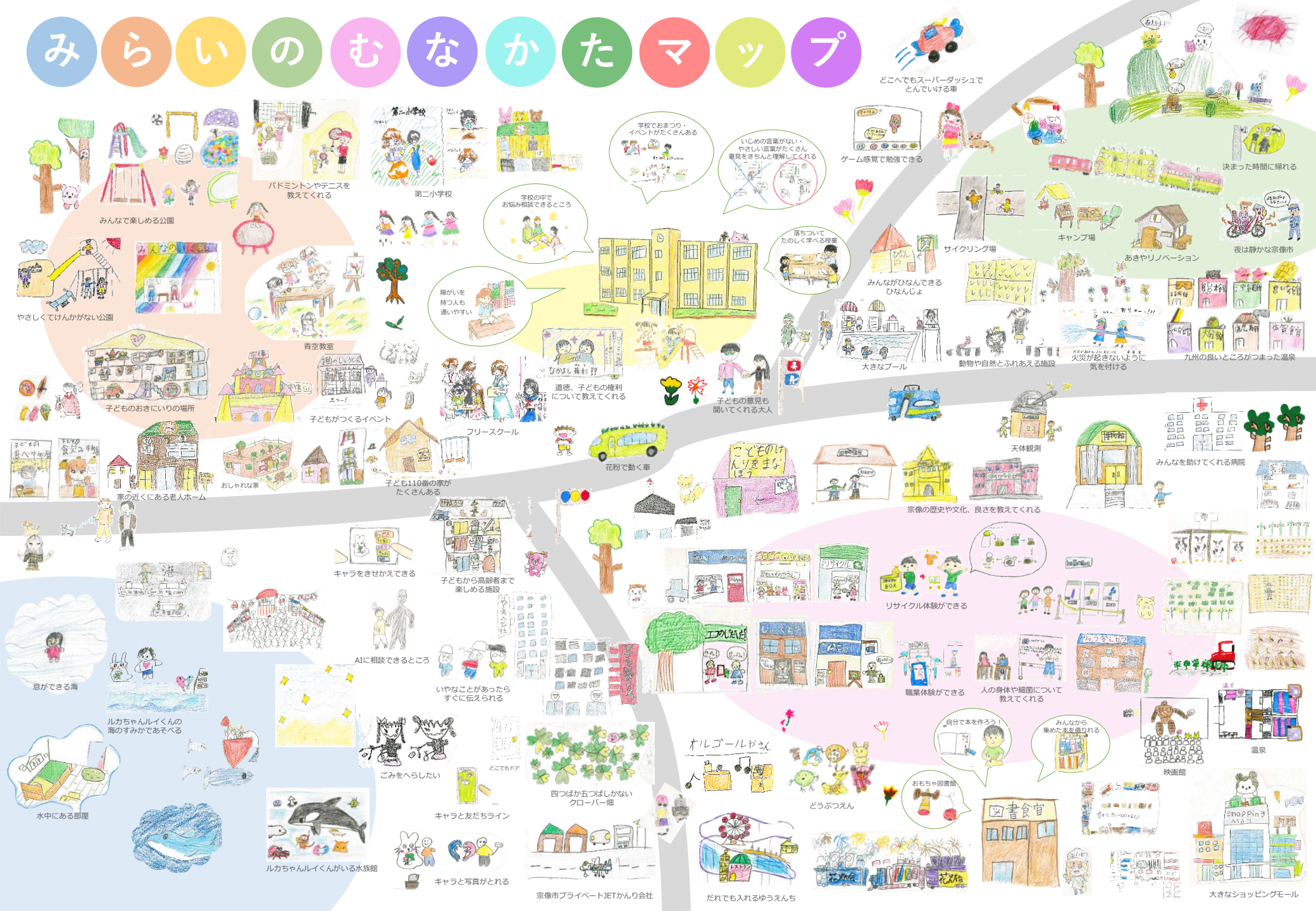

宗像市がこんなまちになればいいな
ここの人や場所が〇〇だったらいいな

※原文のまま掲載しています

＜学校に関する意見＞

- 少人数で勉強できるといいな
  ：少人数の方が心が落ち着くから
- どの学年もコース別になってほしい
- １～６年生みんなで勉強できる
  ：楽しそうだから
- １対１で勉強できる日が週に１回ほしい
  ：分からない所を聞けて、テストで100点がとれるから
- おまつりやイベントを増やしたい
  ：イベントがあると安心できるから

- 自分の意見をちゃんと理解してくれる
  ：ちゃんと意見を聞いてもらえず、反対の声が出たら、学校に行くのが悲しくなるから

- いじめの言葉がなくやさしい言葉がたくさん
  ：いじめの言葉がなければ、不登校もいなくなるし、みんなが楽しく平和に過ごせるから
- いじわるな人がやさしくなれるよう工夫したい
  ：みんなが楽しく学校に行きたいから

- 学校がもっと楽しい場所になったらいい
  ：授業が多くて苦労しているから
- 障がいを持つ人も通いやすい所になってほしい
- 悩みを相談できるところがほしい
  ：悩みを相談できるようにしたらいじめや言い争いが減ると思うから
- １週間に何回か宿泊できる場所がほしい
  ：たまにつかれて家に帰る元気がない時に宿泊したら休めるし、次の日も学校に歩いていかなくても大丈夫になるから
- 静かに過ごしたい人が使える場所がほしい
  ：その方が落ち着くから
- みんなで話しながら使える図書室がほしい
- 洋式トイレを増やしてほしい
  ：和式はつらいから

- 教室にカーテンをつけてほしい
  ：着替えるときに気まずいし、けんかになるから
- 雨漏りしないようにしてほしい

＜自然に関する意見＞

- 自然を増やしてごみを減らしたい
  ：環境にやさしい市になるから
- ごみを減らすためのボランティアの取り組みがほしい
  ：まちをきれいにしたいから
- ずっと自然が続くきれいなまちがいい

- みんなで過ごしやすい環境をつくりたい
  ：みんなと楽しく暮らしたいから
- くもがいないまちがいい

- 自然とふれ合える場所がほしい
  ：自然とかかわりをもちたいから
- 大きな森林がほしい
  ：森林がなくなってきているから

- 木が切られないように工夫したい
  ：森をきれいにしたいから
- 動物のことを大事にする
- 林業を増やしたい
- 食料がたくさんある山がほしい
  ：食べ物に困っている人がかわいそうだから
- ゴミがなくてきれいな海
  ：ゴミがあると魚が食べてしまうから

- イルカがいる海

- 息ができる海
  ：楽しそうだから

- 漁業で働く人を増やしたい

- いつでも食べ物がとれる田んぼ
- 田んぼに柵をつけてほしい
  ：落ちそうでこわいから

- キャンプ場がほしい

- 子どもの秘密基地がほしい
  ：静かな場所がほしいから
- サイクリング場がほしい
  ：自転車の練習ができるところが少ないから

- 空き家を減らしたい
  ：災害があったときに危ないから

＜遊ぶ場所に関する意見＞

- 遊具がたくさんある公園
- 広い公園
  ：ボール遊びをしてもどこにもいかないから
- 自然やお花がたくさんある公園
  ：大人も子どもも楽しめるから

- みんなが集まる公園
  ：みんなとたくさんおしゃべりできるから
- みんなが笑顔で楽しく遊べる公園
- 家の近くに公園がたくさんほしい
  ：歩いて行けるとひまなときや友達とすぐいけるから
- 雨の日でも遊べる公園
- サッカーボールを蹴れる公園

- おもしろい公園
- うさぎがいる公園
- みんながケガをしない公園
  ：みんながケガをしたら嫌だから
- 花火大会などのお祭りを増やしてほしい
  ：みんながたのしい、うれしいがあふれる宗像市になってほしいから

- 子どもがつくるイベントが増えてほしい
- 子どもたちが楽しくゲーム感覚で勉強できるイベントがあったらいい

- 宗像市のみんなでおまつりをしたい
  ：みんなと仲良くなりたいから

- 映画館をふやしてほしい
- 大きなショッピングモールがほしい
  ：ネットだと思っていたものと違うことがあるから
  ：お菓子が大好きだから、便利だから

- いつでも入れる遊園地
  ：遊園地がどんどん少なくなって小さい子たちの体力も少なくなると思うから

- ふくちゃんやシマエナガがいる動物園
  ：ふくちゃんやシマエナガがかわいくて人が集まりそうだから

- ルカちゃんルイくんがいる水族館
- 子どもも大人も楽しめるアミューズメント施設
  ：九州といえば宗像！というイメージを定着させたい
  ：みんなで同じ遊びができたら、知らない人とも友達になれるかもしれないから

＜人に関する意見＞

- 公園などのみんなが使う場所を大切にできる
- いじめ、言葉の暴力がない宗像市になってほしい
  ：傷つく人がいなくなってほしいから

- やさしくて、ケンカがない
- いじめがない場所を増やしたい
  ：みんなが幸せになってほしいから

- 子どもの意見も聴いてくれる宗像市がいい
- 子どもに向き合わない大人がいないまちがいい
  ：子どもは、悪気がないのに大人はそれを向き合っていないのでそれをなくしたい

- 夜には静かになってほしい
- 犯罪や悪いことが起こらない宗像市がいい
  ：犯罪が起こったら自分が悲しくなるし、悪いニュースをみたら心配になるから
- みんなが安心して暮らせるまちにしたい

- 活気あふれる若者が多いまちになってほしい
- みんなが、世界は楽しいと思えたらいいな
  ：世界が楽しいと思えたらみんながおもしろいと思えるから
- 病気で苦しむ人がいなかったらいいな

- 家で火災が起きないようにしたい
  ：みんなで安全に暮らしたいから
- こども１１０番の家がたくさんあればいいと思う

＜施設に関する意見＞

- 誰でも利用できる図書館
- 自分で本をつくれる図書館
  ：作家気分になれそうだから

- 簡易図書館（読まなくなった本を集めたり自由に本を読める場所）
  ：本を読むのが好きな人が増えたらいいなと思ったのと本を読める場所がもっとあったらいいなと思ったから

- おもちゃ図書館（おもちゃを借りれる場所）

- みんなが色々なものをみれる博物館
- 子どもの権利について説明してくれる施設がほしい
  ：子どもが気持ちよく過ごせるようにしたいから

- 道徳の習い事がほしい
  ：やさしい人が増えてほしいから
- 宗像の歴史や文化、良さを知ってもらえる場所
  ：宗像が大好きだから、もっとたくさんの人に宗像の良さを知ってもらいたいから

- 人の身体について学べる博物館がほしい
  ：人の身体は複雑で知れたらおもしろいから
- 微生物や細菌の展示が家の近くにほしい
- 無料で勉強を教えてくれる所があったらいいな
  ：家の事情で塾に行けない人も受験に向けて勉強できるといいと思うから

- 色々な体験ができる施設がほしい
  （リサイクル体験、職業体験、天体観測、売り物つくり、食品サンプルなど）

- 商店街が増えたらいいな
  ：宗像の文化や歴史をもっと知ってもらいたいし、宗像の暖かい人間関係の輪にもっと多くの人を集めたいから

- トランポリンや運動ができる場所がほしい
  ：近くに遊ぶところが少ないから

- 近くにバドミントンやテニスを教えてくれるところがあったらいいな
- みんなが自由に遊べる大きなプールがほしい

- 日帰り温泉施設があったらいいと思う
- 青空教室があったらいいな
  ：みんなと様々な活動を通して、仲良くなれる場所があったらいいなと思ったから
- フリースクールがあったらいいと思う
  ：学校に行きづらい子たちも通える場所があったらいいなと思ったから

- 第二小学校があったらいいと思う
  （子ども教室があったり、勉強を教えてくれる人がいたり、好きなことをして遊んだりできる場所）
  ：放課後や休みの日もみんなと過ごせる場所があるとうれしいから
- 子どものお気に入りの場所があったらいいな
  ：友だちと待ち合わせするときに、決めやすいし、子どもがいっぱいいたら一緒に遊べて友達になれるから

- 子どもから大人まで楽しめる公共施設がほしい
  ：住民たちが楽しく生活することができて、暮らしやすい市になると思うから

- 災害がないところをつくりたい
  ：みんなが安全に暮らせるから
- 防災を想定した強い建物、避難所を増やしたい
  ：人数が多いと、食料や毛布の数が足りなくなるし、近くにないと人が不便だから

- 暗い所には街灯をつけてほしい

- 曲がり角には信号をつけてほしい
  ：自転車が急にとびだしてきてこわいから
- 自転車が通れる歩道をつくってほしい
  ：自転車で通っていると車との距離が近くてとても危ないし、親も車に乗っている時危ないと言っているから

＜はぴくろ、相談機関に関する意見＞

- 相談する場所がもっとできるといいな
  ：今は相談できる場所があんまりないから
- 嫌なことがあったらすぐに伝えられる場所がほしい
  ：嫌なことがあったときにすぐに伝えられなかったことがあったからみんなは嫌なことがあったらすぐ伝えてほしいと思うから
- AI相談LINEがあるといいな
  ：人に相談すると心配をかけてしまうと思って相談しにくいときがあるから、AIのほうが落ち着く。AIだと感情がないから気を遣わなくていいから
- はぴくろなどの相談所が県外にもたくさんあったらいい
  ：他の県でも困っている人がいたとしても相談施設が近くになかったら心のもやもやを発散できないから

- 世界中にいつでも行けるはぴくろがあるといいな
  ：どこでもいつでも相談していいとなったらよさそうだから
- 世界中にいつでも行けるはぴくろがあるといいな
- 悩みが少ない宗像市になったらいいな

- シマエナガに相談できたらいいな
- はぴくろのイメージキャラクターをふやしてほしい
- 四つ葉か五つ葉しかないクローバー畑があったらいいな
  ：みんなが幸せな気持ちになりそうだから
- ふくちゃんやルカちゃんルイくんと写真を撮ったり、遊んだりできるところがほしい
  ：ふくちゃん、ルカちゃんルイくんと友達になりたいから

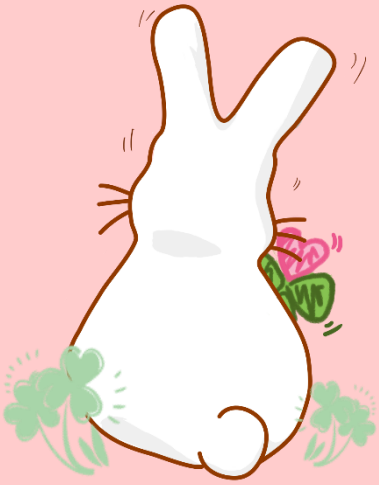

『ふくちゃん』は子どもたちが応募した作品の中から子どもたちの投票によって選ばれました。『ふくちゃん』には、“全ての子どもたちに福（ふく）が来るように”という願いが込められています。

令和６年度 宗像市子どもの権利救済・回復活動報告書

令和７年８月発行

問い合わせ先：むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」
住　　所：〒８１１－３４９２
福岡県宗像市東郷一丁目１番１号（宗像市役所西館１階）
電　　話：０９４０－３６－９０９４
子ども専用フリーダイヤル：０１２０－９６８（クローバー）－４８７（よつばかな？）
宗像市公式ホームページ：http://www.city.munakata.lg.jp